

令 和 3 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 錄

第 1 回定例会 3 月 2 日 開 会  
3 月 22 日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

令和 3 年 3 月 3 日 (水曜日)

第 1 回南三陸町議会定例会会議録

(第 2 日目)

令和3年3月3日（水曜日）

---

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	最知明広君

会計管理者	三浦	浩君
総務課長	高橋	一清君
企画課長	及川	明君
企画課震災復興企画調整監	桑原	俊介君
管財課長	阿部	彰君
町民税務課長	阿部	明広君
保健福祉課長	菅原	義明君
環境対策課長	佐藤	孝志君
農林水産課長	千葉	啓君
商工観光課長	佐藤	宏明君
建設課長	及川	幸弘君
建設課技術参考 (漁港担当)	田中	剛君
上下水道事業所長	佐藤	正文君
歌津総合支所長	三浦	勝美君
南三陸病院事務部事務長	佐藤	和則君

#### 教育委員会部局

教育長	齊藤	明君
教育総務課長	阿部	俊光君
生涯学習課長	大森	隆市君

#### 監査委員部局

代表監査委員	芳賀	長恒君
事務局長	男澤	知樹君

#### 選挙管理委員会部局

書記長	高橋	一清君
-----	----	-----

#### 農業委員会部局

事務局長	千葉	啓君
------	----	----

---

#### 事務局職員出席者

事務局長	男澤	知樹
------	----	----

主幹兼総務係長  
兼議事調査係長

小野 寛和

---

議事日程 第2号

令和3年3月3日（水曜日） 午前10時00分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。本日、よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において11番星喜美男君、12番菅原辰雄君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（三浦清人君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告3番後藤伸太郎君。質問件名、1、林業の裾野を広げる取組を。2、骨髄移植ドナー支援事業導入を。3、感謝状の贈呈、やり遂げられるか。以上、3件について、一問一答方式による後藤伸太郎君の登壇、発言を許します。5番後藤伸太郎君。

〔5番 後藤伸太郎君 登壇〕

○5番（後藤伸太郎君） おはようございます。

それでは、議長からお許しをいただきましたので、壇上から一般質問をさせていただきたいと思います。

今回は3件質問させていただきますが、壇上からは1件目の林業についてですね。林業の裾野を広げる取組をということで、町長にお伺いしていきたいと思います。

今や、外国産材より安くなっている木価の低迷などにより、町内の林業を取り巻く環境は依然厳しいものがあるというふうに思います。この森林の持つ多面的な機能を発揮させるためには、産業として成り立たせるための工夫が必要だと思いますが、私はそのための1つの方向性として、林業に携わる人の裾野を広げる取組が大切だと思います。それに対して町はどうのように考えているのか、町長に伺います。

1点目といたしまして、森林環境譲与税の使途はどのようにになっているでしょうか。2点目、移住者の受け入れを含め、林業家を増やす取組はどのようになっていますか。3点目としまして、自伐型林業の将来的な可能性はどのようにお考えでしょうか。

以上、壇上からお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

後藤伸太郎議員の1件目の御質問です。「林業の裾野を広げる取組を」という御質問ですの で、お答えをさせていただきます。

まず、木材価格の低迷から、森林所有者にとっては大変厳しい状況が続いている中、町内の 森林資源では人工林の9割が樹齢40年を超えており、利用期を迎えております。この利用期 を迎えた森林から確保した収益を、次の世代に向けた森林整備に再投資し、長期にわたる持 続的な林業経営・森林計画につなげていくことが、森林の機能保全・環境保全といった意味 でも重要であると認識しております。

これを踏まえながら1点目の御質問、森林環境譲与税の使途についてお答えしますが、現在 本町では森林環境譲与税を活用して台風被害のあった作業道の改修工事に加え、町の森林整 備計画に基づき長期的な南三陸町森林・林業ビジョンの策定を進めております。この将来ビ ジョンの策定においては、現状の森林資源についてGISを活用して見える化した情報を踏 まえて、数世代後の将来に向けて管理すべき木材循環林の規模等の数値目標や林業施業地の 集約化に関する方針等をその内容として、今年度内に取りまとめる予定としております。将 来ビジョンの策定作業は、地域の林業関係者を交えて進めているところであります、その中にお いて令和3年度以降の森林環境譲与税の使途についても検討しているところであります。

続きまして、2点目の御質問「林業家を増やす取組について」お答えしますが、林業人材育 成については国県等の機関や、林業関係団体において研修事業等が行われているところであ ります。移住者の受け入れについては、例えば移住希望者から林業への就業相談が寄せられた 場合には、移住センターを交えて相談に応じることとしております。町としても、林業及び 森林整備を長期的に維持・継続していくためには、林業従事者の確保が重要になってくるも のと認識しておりますので、移住希望者への対応を含めて今後も引き続き取り組んでまいり たいと考えております。

次に、最後の3点目の御質問、「自伐型林業の将来的な可能性について」お答えさせていた だきますが、いわゆる自伐型林業とは山林所有の有無に関わらず、森林の経営や管理を自ら が行う自立・自営的な林業を指すものと認識しております。地域の林業構造において、自伐 型林業は森林組合や林業事業体といった経営規模の比較的大きな施業主体との間で相互補完 的な役割を果たすものと認識しております。

また、自伐型林業は里山林などの、大型高性能機械が入りにくい山林の整備に適した施業形態とも考えられます。森林組合やその他の林業事業体と連携して、相互補完的な役割を果たしていくことで、効率的かつ安定的な林業経営が行える可能性も高まるのではないかというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） それでは1つずつ、少し専門的な内容も含めながらになるかと思いますが、お伺いしていきたいと思います。

まず1点目、その森林環境譲与税のお話に入る前に、林業を取り巻く環境であったり町内の状況がどういうものかということが、町長の答弁の中に入っていたかなと思います、厳しいものがあると。ただ、一方で山は伐期を迎えていて、木材等をしっかりと利活用していく、その計画を立てて持続可能なものにしていく必要があるということは、これは恐らく林業に関わる皆さん含めて多くの人がそういうふうに感じているんだろうなと思います。

1点目の譲与税、森林環境税という形で国民の皆さんから集められた税金が、各自治体に譲与税という形で振り分けられているという性質のものかと思います。「使い道は」というふうにお伺いしましたが、使途に関しては実は町のホームページで公表されていまして、令和元年度の分は創設されたばかりなので基金に積み立てますと。1,039万7,000円という額だつたと思います。令和2年度の分が、今町長からお答えいただいたようなホームページに載っている文章をそのまま読み上げますと、「新たな森林管理制度を踏まえた森林ビジョンの策定を行うとともに、近年の豪雨災害により被害を受けた森林公園の管理道、及び共同で利用している作業道等を改修」、そういう目的に使いますよというふうにあります。

実際にこれをどのくらいというか、令和2年度どのくらい使われて、その成果物といいますかといったものはどういったものが上がってきたのか。まず、そこからお伺いしてみたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） おはようございます。

それでは、1点目の御質問でございますけれども、森林環境譲与税の使われ方というところなんですが、ちょっと認識が違っているのかもしれないんですけども、令和元年度に1,000万円のお金をいただきました。それは、確かに基金に入っているんですけども、今年度令和2年度の事業に関しては、その1,000万円を使って森林・林業ビジョンの策定業務と、あと台風19号等で被災しました作業道、この改修を行っているということで、2つの事業合

わせて約1,000万円というふうなことの事業内容となっております。

来年度の事業に関しましては、今年度入ってくる2,000万円の譲与税で事業を展開していくというふうな内容となります。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） そうしますと去年は1,000万円使って、森林ビジョンというのではもう出来上がったんでしょうか。

それから、台風被害があつて被災して使えなくなった作業道等が、1,000万円を使ったことによってきれいになったという認識でよいのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 森林林業ビジョンにつきましては、今月中に取りまとめが終わるというふうなところで、まだ成果物としては上がっておりません。

あと作業道に関しましては、実際整備の箇所が4か所、約4キロの作業量で行っております。いずれの事業も、約500万円ずつというふうな内容となっております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 工事は終わったのかなと、成果物として終わったんですかという話も伺いたいんですが、それはそれとしてそもそもなんですか、森林環境譲与税の目的といいますかどこに使うのかという話になると、今最初に町長からお答えいただいたような持続可能な林業というものを、町の8割は山林ですからたくさんある森林資源を有効に子や孫の代までしっかりと使えるようにしていこうという、そのために使っていこうということが大きい目的だと思うんですけども、災害復旧の財源として道路を復旧するということが本当にその目的に沿うのかというところ、私は少し引っかかる部分があります。

確かに目的の1つには、災害防止とか国土保全という言葉が出てくるんですけども、それはもともと森林が土砂崩れを防いだりとかそういう機能を持っているから、そのためにちゃんと整備しようという話だと思いますので、造った作業道が台風で流されたので、それを修理するのに国民から集めた税金を投入して作業道を復旧しますというのはちょっと違うのかなと思うんですが、その認識も含めて町長にお答えいただければと思いますが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 趣旨あるいは目的ということの中で、後藤議員のおっしゃる部分も理解しなくてございませんが、しかしながら森林環境税の使途につきましては町だけではなくて、

実際に林業経営に携わっている林家の方々と意見交換をしながら、この資金使途につきましては検討してきたということでございますので、やはり本当に今林家経営している方々がこれからも林業経営をしていく中で、「今現在困っていることは何なの」ということでいろいろ議論した中で、まずは作業道という御意見も出てきたということで、我々とすればそういった林家経営の方々が目前で今困っていることについて対応するということも、この森林環境税を活用するということについての1つの意味があるというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 今町長話された部分もそうなんですけれども、いずれ議員お話しされたように今回の使途・目的に関しましては新たな森林管理、新たな時代に向けた持続可能な林業を目指すというふうなところでございます。それを今年度中に、ビジョンとして町でまとめると。ただ、いずれ路網の整備というのは林業経営の基盤となるところでございますので、町長お話しされたようにまず林業関係者の協議の中で、昨年度の譲与税でいただいた部分に関してはまず路網整備していかないと、今後も路網整備はするんですけども、まずもって今まで使っていたものがなくなってしまったというふうなところを最優先に工事を行ったというところです。工事に関してはまだ終了したわけではなくて、そこらも今月末に完了予定だというところでございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 造ったものが流されて、それを復旧すると。であれば、もう1回台風が来たときに、また流されるようなものにはならないようにだけしていただきたいなというふうに思います。

少し話を進めますけれども、先ほど読み上げた令和2年度の森林環境譲与税の使途の中に「新たな森林管理制度」というふうな言葉が出てくるんですけども、森林経営管理制度というのは新しくスタートしたもので、山主さんたちがいっぱい、様々小さいものから大きいものまでいろいろなところを所有している皆さんが数多くいらっしゃるので、ただ自分で自分の山を管理するというのは非常に難しいような時代になってきていて、意欲と能力のある林業経営者という方々に集約化して管理を委託したりとか、そういった計画・方向性になっているのかなというふうに認識しております。以前、住民と議会との懇談会を開催したときにも、林業に携わっている方々から「そういったことがあるんですよ」というようなお話をされた記憶もございます。

この意欲と能力のある林業経営者というのは、町内にまずどれぐらいいらっしゃるんでしょ

うか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 森林管理制度につきましては、後藤議員もとくと御承知だと思いますが、なかなか管理が行われていないという森林について、町が1つの仲介役ということになります。そしてそして所有者と林業経営者をつなぐと、そういった仕組みということでスタートしてきました。そういった地方移住と、あるいは自伐型林業を組み合わせながらということで、林業をとにかく持続可能なものにしていきたいという基本的な考え方の中でこの制度がスタートしておりますので、そういう中で実際にうちの町で取り組んでいる方もいらっしゃいますし、詳しい数字についてはこの後担当課長から答弁をさせたいと思いますが、そういった受入体制を町としてしっかり取るということは非常に重要だろうというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 町内で意欲と能力のある事業者に関しましては、2業者でございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 町の面積の77%だったと思います、森林の占める面積は。それを2業者で管理ということになると、これは大変なことだなと思うんですけども、そこを含めて町長のお答えの中で自伐型林業という言葉も出てきましたし、大きくやれる方だけじゃなくて小さく小規模にやれる方なんかも入ってきていただいて、町の資源を活用してほしいという認識はお持ちのようですので、裾野を広げるということに関しては積極的なのかなというふうな印象も、一方で受けました。

林業経営に適さない地域というのも、町内には数多くあるのかなと思います。そういったところは、新しい管理制度では町で、市町村が直接管理しなさいというような仕組みになっているのかなと思うんですけども、そういったところにこそ新しく移住していただいた方とか自伐型林業とか、新しいやり方をやるような方々にそこに入ってきていただいて管理をお任せするというやり方も1つあるのかなと思うんですが、意欲と能力のある林業経営者にドーンと任せる部分と、それ以外町で管理しなきやいけない部分ということに関しては町が町の裁量で誰に任せるか、どうやってやるかというのは任されているというような認識でよいのかどうか。そこをお伺いしたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩します。

午前10時19分 休憩

---

午前10時20分 再開

○議長（三浦清人君） では、再開いたします。

農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 先ほど言いました意欲と能力のある林業者というのは、今回の森林管理制度を町が行うに当たって、町が経営権を施業できない所有者から受けて、それを業者に委託しなければならないんですけれども、その県が認定する業者というのは意欲と能力のある業者に任せなさいよというふうな制度設計になっていて、町内には現在5年前のセンサスですけれども49経営体ございますので、要はその方々から2者を引いた大部分が能力がないと言っている話ではございませんので、すみません、そこはちょっと訂正をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） そうですね。私も質問する際に用語の解説といいますか、ちゃんと言ったほうがよかったですけども、書類というか制度上「意欲と能力のある林業経営者」という表現が出ていて、要は大きくやれる人、ほかの人から山林を借りてでも施業できる人のことをそういう表現をしているということで、確かに知らない人が直接そこだけ聞いたら「ほかの人はもうあきらめたのか」という話になってしまって、そうではないよと。そういう専門用語というところまでは分かりませんが、条例上規定されている表現ということで今使わせていただいたんですけども。

質問したことに答えが返ってきていないような気もしますが、その先にいきたいと思います。そういった集約化していくという大きい流れが1つある。一方で、なかなか管理の行き届かないところもいっぱい出てきている。いっぱい出てきているからこそ、町の持っている山林の90%、森林の中の人工林の90%が利用期をもう迎えているけれども、なかなか全てをうまく使い切るような計画を立てるのは難しいという状況に直面しているわけですので、少し目先を変えてといいますか、今までどおりのやり方だけではなくて集約化も一方で進めつつ、小さい方々にもいっぱい入ってきていただいて、町の資源を有効活用していただくということが必要かなと思っております。

そこの認識は、今までお話ししてきた中である程度共通しているというふうに思いましたので、その先の話をさせていただきたいんですけども、林野庁の多面的機能交付金というのがあります。これも、先ほど要望の話で混同がありましたので、多面的と聞くと農業のほう

にも農林水産省の多面的機能支払交付金というのがあります。そっちじゃなくて、森林・山村多面的機能発揮対策交付金というのがあるらしいですね。これは、林野庁から今私が申し上げているような小さい規模で地域の山林を活性化させたい、活用させたいというような方々に対して国が交付金を出すという制度なんですけれども、町が「うちの町でもそれを使わせてくれ」と言わないと交付金が届かない仕組みになっているというふうに伺ったんすけれども、町はなぜ手を挙げないのかというふうに思うんですが、この交付金に対してどのように認識されているでしょうか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 森林・山村多面的機能発揮地域力支援対策というふうな補助金でございますけれども、中身をちょっと私も読んだんですけれども、地域住民とあとは例えば地域外の関係者、新たな自伐型林家といつても過言ではないんですけれども、そういう関係人口で構成する地域活動が主体となって地域コミュニティーの活性化を図ることだったり、あとは里山林の保全整備というふうな部分を行うというふうな事業だというふうに認識しておるところなんですけれども。

実際、今回今年度の森林林業ビジョンを策定する中で、今後の町の持続的な林業をどうしようかというふうな部分が大きな目標としてございまして、それを軸に議論を進めている中で当然今後基盤となる林道・作業道の整備もしなきゃならないよねと。人材育成もしなくてはならないというふうな中で、従前使途も含めて総合的に検討しているんですけれども、まずは補助金ありきではなくて今後どのようにしてこの当町の林業を活性化させていくというふうな部分の手段として、将来的に今お話しした補助金があるのかなというふうなところで、今回この補助金をやる、やらないも含めて協議会の中で合意形成を図っている段階というところでございますので、当然結論としてすぐこの補助金を導入して、多様なコミュニティーを図っていくというふうな結論になるかもしれないんですけれども、まだですね結局町に自家所有の整備できない森林を任せたいという相談自体がまだないというふうな状況でございますので、もう一步先に進んでからこの補助金を導入したほうがいいのかなというふうな、私個人の印象としてはあるところです。

なかなか自伐型林業で収益を得るというふうなところは、やってみなければ分からないというところもあるんですけども、なかなか新規参入者が地縁もないところで施業というふうな、森林を任せられてそこから収益を上げるというのは、ポッと来た中ではちょっと難しいのかなというふうな印象は受けております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） それはおかしいと思いますね。例えば大きい林家さんとか、何人も従業員抱えている林業家さんが林業を営んでいただくということを別に否定しているわけじゃなくて、それはそれですごく大切なことだと思うんですね。ただ、今お話の中でも「人手が足りないよね」「人材育成必要だよね」というお話がありました。ただ、じゃあ「それもこれもやりたいけれども、何が足りないの」と言ったら「予算が足りない」という話になるわけですよね。予算あるわけですよ、林野庁に。上限が年間大体500万円で、道路を1メーター整備すると800円と、そういう細かいルールがあるらしいんですけども、それに町とか県が少し上乗せして森林に手を入れて、放置林として価値がどんどん下がっていってしまうような山に人間の手を入れて資源を活性化させましょうと。それによって森林の機能が回復して、水源涵養であったりいろいろ土砂崩れを防いだりとかCO<sub>2</sub>を吸収したりとか、そういう様々な効果があるよというふうに持っていこうという話ですので、この交付金使わないという話になると既に町はもう年間500万円ずつ損しているような気にもなるんですね。

もう一つは、一方で外から来た人に地元の自分の山を持っている人が、「じゃあ、あんたやってみらいん」というのはそれはなかなかないよねと、それは当然そうだと思うんです。それをやってくださいという話ではなくて、あるならば町がしっかり間に入って外から「何か林業やりたいと言っている人がいるよ」「地元では山を持っているけれども、なかなか自分では手を出せないという人がいるよ」、それをつないであげるのが町の仕事だと思うんです。そのための門戸を広げるために交付金を使うべきで、「交付金ありますけれども、どうですか」といっているところに手を挙げて、用意しておくべきだと思うんですよ、その交付金 자체を。マッチングするかしないか分からないから、取りあえず交付金はまだ出すのは控えようかなということじゃなくて、用意しておいて使わないなら使わないでしようがないじゃないですか、マッチングしなかったなら。けれども、「そういったものがありますので、どうですか皆さん」と紹介するのが町の立場ではないのかなというふうに思うんですね。

ちょっとすみません、細かい話になるので繰り返し申し上げますけれども、自伐型林業に対してだけの補助金ではないですし、よそから来た人たちのためだけの補助金でもないわけで、地域コミュニティーで例えば「竹林切ろうね」とか、「まきを切り出すのにちょっと山入ろうか」みたいに3人集まれば申請できるという制度ですので、別に地元の人が使えないわけでもないので、ぜひここはまだ結論出す段階ではないのかなというふうなお話でもありましたので、検討にしっかりと加えていただきたいなということは強くお願いしたいなと思うん

ですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 補助金の内容、それに伴う町の方向性に関しましては、今議員話されたように間違いではないです。ただ、「補助金を導入します」「結果人が来ませんでした」では、補助金としてはしようがないというわけには実はいかないんです。当然補助金を申請する際に、事業目標というのを求められますので、そこは時間的ななぞれが議員と私の間にあるんですけれども、まず今回の森林・林業ビジョンの中でどういった需要があるのか等も含めて、人材育成の考え方も含めて議論をして、当然中に自伐型林家の人も入っておりまますし、林業経営を大きくやっている人も入っておりますし、そういう方々の意見を聞いて「来年度、ではこのような形でいきましょう」というふうな合意形成を図った後で、この補助金を申請して利用していく。それで、大きな林業と小さな林業そういうたすみ分けもありますし、あとは里山の今お話しされたように「竹藪を切りましょう」とか、そういう環境整備というふうな部分で当然使えますので、そういう一応大きな町としてのビジョンを踏まえた上で、この補助金については検討していきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） すみません、1点目で時間をいっぱい使っておりますけれども、私からすればというか、この質問を上げるときに私なりにいろいろな方にお話しを聞いたり、いろいろ調べ物をしたりする中で、これはとてもいいなと思ったんですね、この交付金自体が。ただ、町が「うちの町はダメなんです」という話を聞いて、何と残念なと思ったというのが率直な質問した動機でもあるわけです。そこはしっかり計画を立てて、いろいろな話を聞きながらということですので、しっかり聞いてなるべく早くこの交付金は導入したほうがいいんじゃないかなと私は思っております。

それはなぜそうなのかということも含めてになるんですが、2点目の「移住者の受入れを含め」という話をさせていただきたいなと思うんですけども、人材の確保はすごく大切だと。研修を行ったり、「そういうお話があれば、移住センターも交えた相談に乗っていますよ」というような、先ほど町長の答弁があったかなと思います。

農林水産省センサスというやつがあって、全国的にも県内でも林業の経営体というのはこの10年ぐらいで大変激減しております、直近の数字だけでいうと2015年に1,373だった経営体が、5年後2020年には488と、3分の1という勢いで減っているという話を聞きまして、ということはやっぱり担い手が非常に少ないわけですから、新規に参入してきてくれそうな人を

見つけていくのはとても大切なことなんだろうなというふうに思います。当町の山林というのは海が近くにあって、リアス式海岸ですのでほかの林業が盛んな地域とはちょっと地形条件・気象条件が違うのかなと。独自性を、既に持っているわけですね。

我々、職住分離ということで、高台に移転しました。海をなりわいにしている人がすごく多く住んでいる町ですので、海からは離れたという印象がありますけれども、逆説的に捉えれば山に近づいたわけです。ですので、移住定住相談していくとき、そういった方々の問合せに答えるときにネックになること、常に町長「2つある」とおっしゃっていたと思うんですけども、住まいの問題と仕事の問題です。ですので、町内でなかなか生み出せない仕事を山に求めることということは、1つ方向性としてあるのではないかというふうに思います。このように、山は人を求めている。町内でなかなか仕事を生み出すことは難しい。いろいろな条件を踏まえれば、林業を取り巻く環境に外から人を呼び込んで「うちの町では林業もできますよ」「そういう町ですよ」としていくことはとてもいいことなのかなと思いますけれども、そこをもっと力強く進めていくお考えはないかお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 確かに後藤議員の本当にきれいな御質問でございまして、そういう考え方もちろんあるんですよ。実はちょっと遡りますが、林家経営が大変厳しいということになっているのは別にここ10年・15年の問題ではなくて、ずっと前からこの林家経営については外材に押されてどんどんどんどん国内の木材の価格低迷というのが続いておりまして、大規模に林家経営している方々もなかなか経営基盤をしっかりとすることについては難しいということは、私もずっと前から林家経営大規模にやっている方々からいろいろお話を聞きしたりしていました。

そういった中で推移をしてきた中にあって、こういった先ほどお話ありましたように手入れをされない森林をどのようにするのかということで、管理制度等も含めて出てきたわけでございます。しかしながら厳しいことを言えば、やっぱりどうしても担い手がいないというのは、それで生活が成り立つかということぐらいの収入を得ることができるのかということが、私は原点にあると思う。山は人を求めている、人は山を求めている、確かにおっしゃるとおりなんですが、そこにはやっぱり生活という基盤がしっかりと成り立たないということには、人は寄ってこないというふうに思います。

ですから、そのように林家を取り巻く環境の中で「これでちゃんと飯が食える」というような状況をどうやって確保するのか。例えば、後藤議員も知っているとおり高知県の佐川町で

地域おこし協力隊を平成26年頃からですかね、入れてそこで移住をしてもらって、その中で自伐型林業をやってきたということです。継続してずっとやってきてているというところですが、そこでもまだ問題あるんです。佐川町の問題があって、地域おこし協力隊の任期が終わった後に、その方々が今度生活をどうするんだということで、その生活を支えるためにどうするかというのが今佐川町でも大きな課題ということになっています。要はこの話の行き着くところは、どうやって生活をしていくのかということが一番難しくて、そこが大きな課題なんだろうなというふうに認識してございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） そうですね。質問の要旨にも入れさせていただきたいんですけども、無償でみんなが山の手入れしてくれて、もしくは山に入った人がどんどんどんどんもうかるようなぐらいいどの木も高く売れて、どんどん出口もあるという話なら、それはみんなこぞって山を切りに来ると思うんですけども、そうではないよねと。なので、工夫が必要ですよねという話を要旨の中に入れさせていただきました。その工夫の、私が知っている中で今日お話ししたいのは自伐型林業、これにもうちょっと力入れてもいいんじゃないですかというところに行き着くわけです。

もう1つは、FSCを取っているわけじゃないですか、当町は。庁舎もそうですし、生涯学習センターも全体認証を取って、「うちの町の材料というのはとてもいいんですよ」「南三陸産材使って家を建ててくれた人には補助金も出しますよ」というふうに、それこそがまさに工夫だと思うんですね。そこが、一朝一夕には付加価値化にすぐつながって急に木の値段が上がるということではないので、そこは違うかもしれませんけれども、FSCであったりASCであったりそういった国際認証を取って、「持続可能なサステナブルな町にしていくんだよ」「いのちめぐるまちにしていくんだよ」って町を売っていっているわけですから、前面に押し出していっているわけですから、そこに林業も仲間に入れてくださいというふうに思うのが私の考えです。

自伐型林業をまずどう思っていますかという話を聞こうと思ったんですけども、今、佐川町のお話も含めて町長がお話しされましたので、とても認識はされているんだろうなというふうに思います。今までの大きい経営体で山に入っていって、言い方がいいかどうか分かりませんが皆伐して、大きく切っていっぱい切ってまた植林をして帰ってくるというやり方で立ち行かなくなっているから、今の林業の窮状があるんだろうと思いますので、そこにはやっぱり新しい風だったり新しいやり方というものを入れていく勇気が必要なんではない

かなと思います。その1つが、別にこれが最終的な答えだ、難点の回答だと言っているわけではないんですが、少額の投資から始められる自伐型林業というのも1つの可能性としてあるんじゃないかなと。なので、質問として「将来的な可能性はどうですか」というふうにお伺いしました。もっとそこに財源つぎ込んででも、育てていくべき価値のある産業の1つの形態なんではないかなと考えますけれども、町としてはどのようにお考えですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 前段の部分で、ちょっと後藤議員がある意味林業に夢を持って取り組んでいただきたいということの、そういった趣旨のお話ですが、基本的にどうしてもこれは市場経済というのが避けられないんですよ。私から言うまでもなくとくと御承知のように、これはやっぱりどうしても町が努力ということよりも、その町の努力を大幅に超えるのがそういった木材市場経済というのがどういうふうになっているのかということが大きく左右してくれるということ、この議論を避けて通れないんです。

町としてと言いますが、私もよく講演を頼まれて行くんですが、せっかく頑張って皆さんFSC・国際認証取ったわけですから、必ず私このFSCのPRするんです。このFSCのPRをして「ブランド材です」ということでお話しをさせていただいて、結果として今国立競技場にも使っているとか、あるいはちょっと身近なところで、身近でもないのかな、お話しさせていただくと大正大学の礼拝堂、そこにも正面に使われている。それから慶應大学、そちらのほうの会議室かな、にもFSC材が見事に使われている。今日オープンしますが、日本橋にある「わたす日本橋」の中身が全てFSC木材を使っている。一歩一歩ですが、そうやって浸透している部分もあります。

ただ、かと言って、それが圧倒的な材料を使っているかということになりますと、まだまだ十分ではないというふうに思っておりますが、ただそうやってあちこちでPRすることによってFSC材の引き合いが出てきているということも間違いないわけです。問題は、あとは林家の方々とどのようにこのFSCの認証材のエリアを広げていくかとか含めて課題はあるというふうに思いますが、そういう取組を町としてはバックアップとしてやってきているということです。

あともう少し詳しいことは、農林水産課長のほうから答弁させたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 移住者の受入れ、林業家を増やす取組という中では、新しい制度もできて移住定住施策に林業を位置づけ、町として大きな森林を資源として捉えるという

方向の中でそういった林業の雇用創出、移住定住も含めた戦略を進めるというふうな部分は間違いではございませんし、当然自伐型林家は必要だというふうに考えております。

今回、森林・林業ビジョンの中でも実はシミュレーションをしておりまして、現在の林業経営を続けるとどれぐらいの森林を維持できるかとか、あとはどのような林業経営が今後必要になるか、またそういった作業員等も含めて検討しているというところでございます。やみくもに、単に移住者を増やしたいとか林業従事者を増やしたいとかそういった大きな目標だけでは、実態として生活ができなければ長続きしないわけで、そういった中で林業が現在あまり芳しくない状況なんですけれども、一筋の光が今回の譲与税・森林管理制度も含めて光が見えてきている中で、町として今回のビジョンの中でシミュレーションしながら、どのような形にもっていったら一番ベストなのかというふうな部分を林業関係者とあわせて検討しているというところですので、御理解いただければと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと訂正をさせていただきます。

さつき、大正大学の礼拝堂（れいはいどう）と言いましたけれども、仏教ですので礼拝堂（らいはいどう）でございますので。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 林業、最初に申し上げたとおり町内、非常に環境は厳しいと思います。ですので、仲間を増やしていく取組をしましょうよということが、質問の大きな趣旨であります。そのために、例えば交付金に手を挙げていただくとか、台風で壊れた作業道直すのも確かに大切ですし、地域の林業家の皆さんのが「ここ直してくれ」と言っているので、それを「直すな」と言うわけではないんですけれども、譲与税の使い道とから慎重に検討していただきたいなと。町長が必死でというか、事あるごとに「うちの町は海だけじゃないですよ」「森も山もあるんですよ」「おいしい食べ物もあるんですよ」「FSCですよ」「ASCですよ」と言つていただいているわけですから、そのFSC材を使って「私は林業を立ち行かせるような取組をしております」という人を増やしていく努力をすべきだと思うんですね。

市場経渓はもちろん大切ですし、水物ですし、今から私が林業家になって明日から食つていけるのかと言われたら、それはどうなのかなと思いますので、そこはいろいろな人生の選択がありますから無理強いができるものではありませんけれども、漁業権が必要な漁師とも違います。広大な農地が必要な農業とも違います。小規模に始めて、自分の家族を養つていけるだけの可能性があるものだというふうに私は思つてますので。何もこの町の林業を全部

自伐型にしろと言っているわけでもないですし、先ほど町長がおっしゃったような相互補完するために必要だということですので、もうちょっとだけ力入れてもいいんじゃないですかというのが、私の最終的な結論になるのかなというふうに思っております。ですので、まず実際にやっている方々の話を聞いて、これは話を聞いているという話でしたので、サポートする体制をしっかりとつくっていただきたい。

宮城県は、少し後発的な県だというふうに伺っております。例えば岩手県とかは、町はちょっと規模が違うからですけれども、こういった先ほどの多面的な交付金であるとか、自伐型林家への応援などを、森林環境譲与税とかも使って応援しているというふうな取組も伺います。ですので、この町は海と山があって「いのちめぐるまち」であるのであるから、そういったことに理解を示してくれる仲間を増やしていく取組をもっと力強く進めていっていただきたいと。そういう人たちが山に入って手をかけることで、今まで同僚議員が何回か言葉にされていましたし、産業建設常任委員会の報告等でもあったと思いますが、宝の山になっていくんだろうと思いますので、宝を見つけてくれる仲間をもうちょっと増やす努力をしていただきたいなと思いますが、町としてはどのようにお考えですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 町の中には、手つかずの山林等がたくさんございます。そういった中で、管理してもらえるということになりますと、自伐型林家の方が増えるということは当然その活躍が期待できるということもございますし、あとは町で管理する山林が増えた場合共存・共栄の一助にもなるというふうに思っておりますので、担当課長等含めて知恵を絞りながら頑張ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） もしかすると私の答弁が自伐型林家、あとはそういった仲間を増やしてこの町の森林を守っていくというふうな部分に、ちょっと消極的に取られたのではちょっと私も心外なんですけれども、そうではなくて当然町として今計画を立てている中の人材育成というふうな部分は、大きな今後のウェートを占めているというふうに認識しておりますし、当然人材育成というふうな部分では今お話しした補助事業も含めて検討はしているんですけども、まだ計画書が出来上がらない段階で「これをやります」「あれもやります」とは言えないというところでの答弁ですので、そこは上手に聞いていただければなというふうに思っておりますし、町としても人材育成・起業に関しまして行政支援は当然行っていくというふうなところでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 「消極的ではない」と言ったって、さっき「交付金使わない」って言ったじゃないですか。消極的でしょう。

先人たちの中に、すごく林業に明るい造詣の深い方々がいらっしゃって、旅立つてしましましたけれども、そういったことを踏まえても町が手を挙げれば使えそうな交付金があるのに、それが何かうまく使えていないなというのが、そこだけ私も今切り取って揚げ足取つて突っかかりましたけれども、例えば新規で林業につきたいという方からして「そういったものがあるのに、使えない」ということだけ聞いたら、「ああ、この町林業に後ろ向きなのか」と思われてしまうと思うんですね。かといって、課長の言うように無計画に「あれもこれも補助金取れるだけ引っ張ってこい」というのも、「あと、どうなるか知らないわ」というのも、それはそれで大分無責任だろうと思いますので、バランスというのもあると思うんですけども。

繰り返しますけれども、大規模にやる林業を否定するわけでもないし、全部移住者に任せろと言っているわけでもないし、町の取組は取組でしっかりとやっていた上で、もうちょっとだけ新しいやり方とか小規模に始められるやり方にも目を向けてほしいなということでございますので、そこをもう一度「消極的でない」と言うのならば踏み込んだお答えがいただけたらうれしいですが、交付金どうしますか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 「上手に聞いていただきたい」という農林水産課長よりお話がありましたが、まさしくそうとして、交付金に後藤伸太郎こだわってお話ししているようですが、例えばこの役場の庁舎建設する際に当然最初は林業経営の方々から、森林組合のほうから「FSC材を使ってください」ということで、当然それは町として考えております。そこから設計に入って、いろいろ建設に向けて着々と進んでいった。その途中で、今度は森林組合から、林家の方々から「これを全体認証取つてもらえないか」というお話がありました。それを取り入れるには、大変な苦労がありました。すべからくCOC、入っている業者の皆さんのが今度改めてそれを取らなきやいけないとかということで、最終的な工期も決まっていく、その途中でそういうふうにやる。

当時の建設課、今お亡くなりになりましたけれども中心的な役割を担つてもらったオガワさんが、の方は私の言うことは絶対聞いたんですが、の方が私に唯一1回反対したのは、「今さら間に合わない」と。ですが、それは言うものの「やるだけやろう」という話をして、

オガワさんが「分かりました。町長言うならやりましょう」ということで取った、全体認証が取れたということです。ですからある意味ここは、この建物そのものをFSCという南三陸でこれだけ国際認証を取って、みんな林家の皆さんが頑張っていると。その1つのシンボル的な建物として、この建物を造ったという経緯があります。

1つやると、今度は次にまたつながっていって、生涯学習センターも最初からこれは全体認証取ろうということで取り組んでいったということですので、町としてこの南三陸の本当にきれいな杉材をどのように全国の皆さんにお見せするかと、そういうことの取組をこれまで継続してやってきましたので、ここは町が決して消極的とかそういうことではなくて、ある意味町としての役割分担というのもあって、その中で町として南三陸の杉をどのように全国に売っていくか、PRしていくかという取組をこれまでやってきたということだけは御認識をしていると思いますが、改めて御認識をお願いしたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） まず交付金についてお話ししますけれども、交付金を町が消極的で受けないと言っているわけではなくて、先ほどお話ししたように今森林・林業ビジョンを策定して合意形成を行っておりますので、その中でこの補助金の話も当然出しますし今後の林業経営、どのようにして持続可能ななものにしたらいいのかなというふうな問い合わせの中で、林業関係者の中から「じゃあ、この補助金いいんじゃないの」というふうな話があれば、来年度予算獲得に向けて動く場合も当然ありますので、そこは何か全く消極的で補助金受けないと言っているわけではないというところを理解していただければと思うんですけれども。

ただ、一方で「やりたいから受ける」というふうなことだけでは、補助事業全般に言えるんですけれども、今回この森林山林の多面的機能の補助金をよく読みますと、地域外からの活動参加者数、関係人口含めた活動への参加者数が増加した活動組織の割合を毎年度増加させる、森林の多面的機能の発揮及びコミュニティー形成に関する目標を達成した活動組織の割合を8割以上にすると、そういった制約が補助事業は必ずございますので、そういった制約をクリアするためにはまず計画の中で林業関係者含めて合意形成が必要であると。その上で、この目標もクリアできそうだというふうなことが確認されれば、町として補助金の獲得に向けて動いていくというふうな段階を踏まなければならないということを御理解願いたいと思います。

○議長（三浦清人君） ここで、暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前10時59分 休憩

---

午前11時20分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

後藤伸太郎君の一般質問を続けます。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） それでは、1件目につきましては私もしっかりと聞き分けるということ  
で、2件目に移っていきたいと思います。

2件目は、骨髓移植ドナー支援事業導入をという考えはないか、町長にお伺いいたします。

白血病等の血液疾患、大変な難病ですけれども、患者さんに対して骨髓または末梢血幹細胞  
というやつらしいんですけれども、提供するドナーに対して助成金を交付する制度の導入が  
県内で広まっております。その流れに乗って、当町でも助成を行う考えはないか町長にお伺  
いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは2件目の御質問、骨髓バンクドナー助成事業の導入についてお  
答えさせていただきます。

骨髓または末梢血幹細胞移植につきましては、白血病などの血液疾患に対する有用な治療法  
であると考えております。しかしながら、必要としている患者に対してドナーが追いついて  
いないという現状があります。移植を必要としている方の移植機会が十分に確保されるよう、  
国では平成24年9月に法整備を行い、また県では平成30年4月から市町村に対する骨髓バン  
クドナー助成事業を導入したところであります。

骨髓バンクのドナー登録者が、患者に適合したドナーとして選任され実際に骨髓等の提供を行  
うまでには、面談・通院・検査等で7日間程度の通院や入院が必要となると言われております。そのため、ドナー候補として選ばれても会社の理解が得られないといったことや、自  
営業者やパート・アルバイトで働く人、主婦などについては働けない期間がそのまま本人の  
負担となってしまうという状況があって、仕事の都合等を理由に辞退する方が全体の約3割  
程度存在している状況にあります。このような中において、骨髓バンクを介して骨髓等の提  
供を行った方に対し一定の補助を行っている県内自治体は、人口規模の大きな市町を中心に  
約3分の1となっております。年間2,000人という多くの患者が移植を待っているという状況  
から、ドナー登録や骨髓等の提供を行いやすい環境整備が重要と認識しておりますので、本  
町におきましても取り組んでいきたいと考えております。

また、骨髓バンクのドナー登録者数が増えなければ骨髓移植が進まないことから、普及・啓

発についても併せて進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 「やつたらどうですか」「やります」という話ですので、終わりかなという感じもしますけれども。そうすると、議会広報に書くことが何もなくなってしまいまして。県では、助成制度1日2万円7日間上限、14万円上限ということで法整備されております。

県内では、今約3分の1というお話でしたけれども、私が見たところだと12の市町ですかね、市と町。お隣の気仙沼、石巻なんかもそれに参加というか支援事業を行っていまして、やるとなれば2万円のうちの1万円を町が出て、残りの1万円は県が出るということになつていくんだろうなと思います。ですので、お話の中にもありましたが適合するのが非常に難しい、確率的に大変親子関係等であっても非常に合いづらい。それが他人となれば、なおさら合いづらいというようなもので、なるべく多くの方に登録していただくと。そのためには、環境整備がしっかりと必要だよねというようなことで、今回提案させていただきましたが、その重要性を認識した上で検討していくということです。

一方でというか、それはそのままぜひ進めていっていただきたいなと強くお願いする部分でありますし、啓発活動・周知、骨髄ドナーというものが一体どういうもので、どういうふうにして登録したらいいのかということを周知していく活動も必要かなと思います。今の答弁では、そこの部分が若干薄かったかなと思いますので、具体的なこういった取組をしたいなんていうことがあったり、または今後ドナーを増やすための取組はどういったものが考えられるのかということをお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） この一般質問の通告が地元紙にも載って、先日副町長が気仙沼に出張した際に、気仙沼骨髄バンクの会志田さんという会長さんから「よろしくお願いします」ということで、副町長のほうにも話があったということです。今12市町ということですが、新年度から塩竈・多賀城・登米・大崎・加美が参加いたします。したがって、南三陸町を含めますと18の自治体ということになります。少しずつ広がってきてるなという感じがいたしてございます。

周知の方法等を含めて、大変重要だというふうに思っておりますが、ドナーの登録者数がやっぱり増えないと、なかなか合致しないというケースがございます。南三陸町の登録者数は、現在63人いらっしゃいます。宮城県内のドナー登録者数、1,000人当たりで言いますと全国第

7位ということで、宮城県内のドナーの登録者数は非常に全国的には多いという状況になってございますが、いずれ骨髄移植をお待ちになっている方々の人数が多いということを考えますと、やっぱりドナーの数は多いにこしたことはないというふうに思っておりまます。

なお、周知の方法等を含めて、担当の保健福祉課長のほうから答弁させたいというふうに思っています。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、啓発の方法ということでございまして、現在でも献血会場等では啓発はさせていただいておりますけれども、これにあわせてケアセンターのほうにパンフレットを置いたりチラシを置いたりということに加えて、昨年は残念ながらできませんでしたけれども、例年行っております福祉まつりですとか、そういった際にもぜひPRをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 質問するに当たって、「じゃあ、お前はどうなんだ」と言われそうなんで、今町内63人というお話をしたけれども、64人目になったのかもしれないなと思っていますけれども。

1つ、増やすのは当然大切なんですけれども、年齢制限がありまして20歳以上の55歳までということで、55歳を超えると駄目というかお断りということになってしまいますので、そういう意味ではなるべく若いからというか、年齢がいかないうちに登録していただきて、少しでも苦しんでいる方々のお役に立つような方策を考えていく必要があるなど。通告には教育長と入れていませんでしたので、お答えはいただけないと思うんですが、例えば小中学校というのはちょっと難しいと思いますが、高校の教育であるとかでそういったことを周知していく、連携していくということも十分考えられるのかなというふうに思っております。

もう1つは、津波で大きい被害を受けて、様々全国の皆さんから支援をいただいた我々でありますので、ぜひ南三陸町ではすごく協力してくれる方が多いなというような町になってほしいなというふうに思っております。町長は、どのようにお考えでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 極力健康な方々には、できれば御協力をいただきたいというふうに思っております。といいますのは私が30年前かな40歳ぐらいのときなんですが、当時商工会の青年部の部長をやっておりまして、私の片腕のようにやっていた男がいます。大変優秀な男だったんですが、それが白血病になりました。なかなかドナーが見つからないということで、

大変苦労したということを覚えておりますし、残念ながら亡くなってしましましたが、そういう意味におきましてはこの白血病ということに対しての認識といいますか、患者さんに対する本当に思いというのはその頃からずっとと思っておりますので、基本的に今回どうするということについては、もう二つ返事でやりましょうということでお話しさせていただきました。これは、非常に大事なことだというふうに認識しております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） それでは、2件目は以上で終わりにしたいと思います。

3件目に移らせていただきます。「感謝状の贈呈、やり遂げられるか」ということで、町長にお伺いしたいと思います。

あと1週間ちょっとでしょうかね、震災から10年という時期を迎えます。本当に多くの方々の支援と励ましによって、南三陸町はここまで復興を遂げることができました。町民を代表して、町長が善意を寄せてくださった方々へ感謝を伝える全国行脚を行っておりますが、新型コロナの流行等もありましてその予定は大きく変更せざるを得なかつたのではないかというふうに思っております。この「ありがとう」という感謝の思いを、直接相対で伝えるというこの取組をしっかりと完遂できるのか心配する声がありますが、どのようなお考えでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、感謝状の贈呈についてお答えさせていただきますが、令和元年6月から始めました感謝状の贈呈について、本年3月11日までには予定した全ての贈呈先を訪問できる見通しでしたが、緊急事態宣言の発令など新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、現時点では訪問を中断せざるを得ないという状況になっております。

今後についてですが、感謝状贈呈の訪問先が227件中残すところ45件となっております。新型コロナウイルス感染症の状況を見据えて、完遂できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） これから、何点かお伺いしたいと思います。

今数字的というか、もともとはもっと何百か所、何千か所と回らなきやいけないという思いがあった中で、体1つしかありませんから選んでということで227か所、今までに182か所ですかね、そういった方々に、場所ではないですね、人ですね、そういった思いを伝えていただいたんだろうと思いますが、これは当町独自のといいますか、南三陸町以外でやっている

という話はあまり聞いたことがないので、これを震災を受けてそこから復興してきた町民の皆さんですね、主に。この感謝状の贈呈に関してどのような評価、どのような印象を持っていいると町長はお感じになっているのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） できれば、3月11日の前までに全てを終えたいと思っておりました。取り分け、感謝状の中身の文章がそういう文章になっておりますので、何とかということで思いましたが、非常事態宣言が出ていて相手方にも配慮しなければいけないということがございましたので、中断ということにさせていただきました。残りは、あと東京と兵庫県ということになります。兵庫県、18か所ございます。これは来月の4月の中旬に4日ほどかけて、兵庫県は全て回ってきたいというふうに思っています。その後は東京だけ残りますので、東京は出張等ございますので、その際ついでという言い方はおかしいんですが、会議の合間を縫ってそちらのほうにお渡しをするということにさせていただきたいと思います。

なお町民の評価ということについては私自身、多分私にはいいことしか言ってきませんので、批判的なお話は聞こえておりませんが、ある意味聞こえてくる話は「本当だったらば、あのときに我々があれだけお世話になった方々に、町長が代わりに行ってもらって大変ありがたい」というお話はいただきました。批判的な話も、当然あるんだろうというふうに思いますが、それはそれとして県内というよりも被災3県で感謝状を贈呈している自治体というのは、私の知る限りでは南三陸町以外ないというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） では、その聞こえてこない声も、少しお伝えしなければいけないかなと思うんですけれども。まず、経費・費用ですかね。町長が自ら外に行かれるということは、当然それなりの負担があるということだと思いますので、今まで幾らかかりましたかと聞いて答えが出てくるものかどうか分かりませんが、どのくらいなのかなというのは知りたがっている人もおりますので、伺ってみたいと思いますが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 当然、そういう話はあるというふうに私も想定済みです。ただ、私1つ言いたいのは、豊橋の市長さんに行ったときにお話をした際に、「職員何人いるんだ」という話になって「これしかいません」と。「そこの中で、今予算幾らだ」と、当時お話ししたときに1,000億円を若干切るぐらいのときでした。「それじゃあ、この人数でできないよな」という話をいただきました。大体基本的には、職員1人で1億円の事業をこなすということ

を考えた際に、「1,000人ぐらいの職員いなかつたら、できないよな」というお話をいただきました。ですから、自治体から派遣いただいた職員の方々、それぞれの職域がありますので簡単にそういうふうに言えませんが、1人1億円の事業をこなすというときにそういうった場所に足を運んで感謝状をお渡しするというのは、何ら私は問題ないと思っています。

取り分け私は、例えばそういうお金の問題というお話になるんでしたら、あの本当に我々がどん底に落ちたときに誰の手助けもなくてここまで来れましたかって。ですから私は、お金がかかってどうのこうのといったら、それはそれとして意見としてお伺いいたしますが、この10年でここまで南三陸町が来れたのはこういった方々のお力がなければここまで来れなかつた。あのときの原点の気持ちを、私は忘れては駄目だと思っているんですよ。私は、これからもずっとこの気持ちを持ち続けて行きたいと思っております。ですから、そういうお金のことでお話しをする方は、どうぞお話ししていただいても、開き直るわけではございませんが、その辺の御批判はどうぞ言っていただいても構いませんというふうな思いです。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 具体の金額については、資料を持ち合わせておりませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） お金のかかることでもあります。ですので、行って具体的な効果だったり、感謝状の贈呈で町長が自ら足を運ぶことによってどういった展開につながったとか、どういったお話しがあったとかその部分をぜひお示しいただかないとなかなか、経費の部分と効果の部分というのをお示しいただくべきかなというふうに思いますけれども、実際にお伺いして感謝の気持ちを伝えてどのようなお話しがあったのか、あまり長くならない程度でお願いしたいですが。そこから、感謝状の贈呈をしたことによって、こういった動きにつながりましたよというようなことがあれば聞いてみたいなと思いますが、何かありますか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） この感謝状贈呈で、効果が目に見えるかということ自体、私はないと思っています。基本的にあえて効果と言うんでしたら、南三陸町のこの復興した町の姿が効果だと私は思っております。私が感謝状をお渡しさせていただいているもう1つの理由は、これまで10年間いただいた御縁を、これからまた10年間御縁としてつないでいただけませんかというのが、私のこの感謝状贈呈の訪問のもう1つの大きな趣旨の1つであります。

したがって感謝状贈呈、総務課長とずっと一緒になっておりますが、大体本当に皆さん方に

これまでの町の姿を報告させていただくことと、「わざわざ来てもらって申し訳ない」という首長さん方のお話と、「これからもいただいた御縁を大事にしましょうね」というそういうお声をいただきながら感謝状訪問をずっとやっておりますので、残り45ということですでしっかりとこれを果たしていきたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 1つだけというか、目についた事例としてなんですかけれども、そのときの行政報告でもたしかお伺いさせていただいたと思うんですが、九州で大雨が降ったとき、台風でしたかね、台風じゃなかったのかな、豪雨災害があったときに、すぐ近くというか宮崎県内でかなり大規模な災害が起ったときに、ちょうど折悪くというか宮崎を訪問する最中だったと思います。そこだけは、やっぱり災害を受けて被災して、そのときに「助けていただいてありがとうございます」という感謝状の贈呈の趣旨からすれば、今行くのはそこだけは避けてほしかったなという思いが当時もありましたが、その点について何か町長のほうでお気持ちあれば伺いたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） その懸念は、私もありました。当然、首長さん方にアポを取るわけですので、1か月以上前からアポを取ります。当然のごとく大体首長さん方にお相手をしていただくということですので、大雨があったということですので、事前に行く前にお話をさせていただきました。その際に、相手方からすれば「予定どおりおいでいただいて構いません」というお話でございましたので、お邪魔をさせていただきました。あのときは、大変大きな被害が起きたのは、どっちかというと熊本のほうが大きかった。山一つ超えると、宮崎のほうはそう大きな被害があったわけでもなくて、ある意味我々こちらからみると九州一帯が全部そういう被害を受けたという受け止め方しておりましたが、宮崎のほうに連絡させていただいた際には「大丈夫です」というお話でしたので、お邪魔をさせていただいたということになります。行った際には、雨はほとんど降っていない、ほとんど天気でした。そういう意味では、向こうの自治体のほうからの情報を聞いて、我々としてはお邪魔をさせていたいたいたということになります。

今回はコロナの関係でございますので、これは全国的にこういう状況ですので訪問は控えるということで、控えさせていただいているところであります。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 町長の強いお気持ち、批判があれば甘んじて受けるというような姿勢

は分かりました。それはそれとして、様々な御意見はあると思いますので、真摯に向き合つていただく以外ないのかなというふうに思います。

ただ、そこまで強い思いを抱いてこの事業をスタートさせてもうすぐ、3月11日には間に合わないと思いますけれども、走りきれそうだというところまで来ました。やり遂げられるかということで質問をさせていただいておりますので、これはいつまでに、今年度中はさつき4月という話ありましたので、年度内は無理ですので任期中というような認識でよいのか、町長の今のお考えをお伺いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 各県で、広範囲に支援をいただいたのが宮崎、鳥取、愛知、それから兵庫ということになります。この兵庫が終了すれば、集中的に訪問しなければいけない場所というのはこれで終わります。あとは、東京の部分については単発で各区ごとに回らせていただいておりますので、各区で割り振れば大体5月、あるいは6月の定例議会前には終了できるのかなという予定で進めていきたい。ただ、1つには新型コロナウイルスがどういう推移になるのかということは、見極めなければいけないというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） では、3件にわたって聞いてまいりましたが、以上にしたいと思います。具体的に6月定例議会前というような期日も、大体コロナの感染症で「東京へ入るな」と言われればそれは行けませんから、様々な不確定要素はあると思いますけれども、任期中の6月ぐらいをめどに感謝の気持ちを伝える全国行脚は歩き切れるというようなお考えのようです。

先ほどお話しの中で、これまでの10年の感謝を伝えるとともに、これから10年、まあ10年と言わず20年、30年ということだと思いますが、御縁を結んでいくというような思いもあるということでした。町長自身は、この秋以降どうされるおつもりなのかお考えをお伺いして、質問を終わりにしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 気をつけて答弁してください。そういう内容の質問は一般質問としてはなじみませんのでね。

せっかく手を挙げているから、町長。

○町長（佐藤 仁君） 感謝状の関係でございますが、今227件お渡しさせていただいて、前にちょっとお話をさせていただきましたが、各課長からリストアップされてきたのは3,000件ほどございました。その中から私が選んで277ということにさせていただきましたが、残り何

もしないのかということではなくて、残りの分につきましてはお礼状をお届けしたいというふうに考えております。

ですから南三陸町に対して、あの本当に過酷な中で、苛烈な被害を受けた中で暖かい手を差し伸べてくれた方々には、南三陸町からのお礼の言葉をしっかりと届けたいというふうに思います。それが、ある意味南三陸町としての精いっぱいの感謝の思い、そういうふうに私は受け止めております。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 以上で後藤伸太郎君の一般質問を終わります。

次に、通告4番倉橋誠司君。質問件名、1、コロナワイルスワクチン接種について。2、交通政策について。以上、2件について、一問一答方式による倉橋誠司君の登壇、発言を許します。2番倉橋誠司君。

〔2番 倉橋誠司君 登壇〕

○2番（倉橋誠司君） 2番倉橋誠司でございます。ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告4番に従いまして一般質問を登壇より行わせていただきます。

まずは、1件目になります。質問事項は、コロナワイルスワクチン接種について。質問相手は町長であります。おととい、3月1日付でこういった「新型コロナワイルスワクチン接種についてのお知らせ」というのが毎戸に配られましたけれども、これに基づきながらちょっと質問したく思います。

新型コロナウイルス感染症対策の決め手として期待されるワクチンなんですけれども、政府のほうは河野担当大臣を任命して2月中旬から、医療従事者から先行して接種を始めて、その後高齢者や高齢者施設の職員とか、あとは基礎疾患有する人への優先接種を行う方針で進めています。

新型コロナの収束は、やはりこのワクチン接種が成功するかどうかというところにかかるところだろうと思います。「綿密な接種設計の下、地方自治体と緊密に連携して迅速に行わなければならぬ」と、河野大臣は覚悟を表明しておりました。海外のほうでは、もう既に昨年12月から接種が始まっています。日本はようやく3か月遅れということで動き始めています。全国規模の大事業になり、紆余曲折も予想されることかと思います。

一方で、第3波が下火になってきているようにも見えておりますが、やはりワクチン接種は重要なところだろうと考えております。それぞれの自治体は、接種を行う会場の選定などを進めていますけれども、必要な医師や看護師などを十分に確保できるのか不安視するよう

な声も上がっておりまます。無駄なく1人でも多くの方に、1日も早く接種を円滑に進めるための、体制の整備が課題になっております。

そこで、南三陸町でも同じような同様の課題があるかと考えますが、町の対応を伺います。

4点ありますが、1点目、医療関係者の先行接種は予定どおり進みそうでしょうか。2点目、高齢者と基礎疾患のある人はいつ頃接種できるでしょうか。3点目、ワクチンの保管と輸送の体制はどのようになるでしょうか。4点目、全員が1回目接種を終えるのはいつになるのでしょうか。それと、2回目の接種の見込みはどうなっていますでしょうか。

以上で、登壇からの質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 倉橋議員のコロナウイルスワクチン接種についてお答えする前に、お話をさせていただきますが、議員の皆さん方も御承知のようにワクチンの接種については全く不透明ということになっております。日本に入ってくるファイザー製のワクチンもなかなか入ってこないという部分ございまして、いわゆる日本に送るファイザー製のワクチンについてはEUを含めて様々な問題がありまして、非常にワクチンの確保ということについては苦戦をしていると。間もなく3つ目のワクチンの承認ということで言われておりますが、現時点として私答弁させていただきますが、基本的にはほとんど不透明というふうに言わざるを得ないというふうに思っております。国には、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。

では、まず1点目の御質問でございますが、医療関係者への先行接種ということについてであります。医療関係者等への先行接種につきましては、2月17日より先行接種として接種後の健康状況調査の対象となっております国立病院機構等の医療関係者から開始されております。その後、該当となる全ての医療関係者等の方々について、ワクチンが供給され次第今月には始められるように都道府県が中心となって接種場所の確保、接種予定者数の把握を行い、準備を進めているという状況であります。

2点目になりますが、高齢者への接種の開始時期ということにつきましては、早くても4月以降になる見込みと国から示されております。ワクチンの供給は徐々に行われると見込まれておりますので、一定の接種順位により進めていく予定しております。高齢者への接種後に、基礎疾患のある方への接種を実施したいと思っております。しかしながら、先ほど申しましたように現段階では国からワクチンの入荷量が具体的に全く示されておりませんので、正確な接種時期をお示しすることは難しいという状況にあります。

このような中におきまして、本町としては4月上旬から高齢者への接種を開始したいと考えておりますが、ただいま申し上げましたようにワクチンの入荷状況によりましては接種の開始が早くなることはなくて、遅くなる可能性のほうが高いと思います。国の動向に注視をしつつ、住民の皆様が安心して接種できるように、準備だけは進めてまいりたいというふうに思っております。

3点目の御質問、ワクチンの保管と輸送の体制についてであります。ワクチンの接種としては3種類のワクチンの使用が見込まれております。現在、国内唯一承認されておりますファイザー社のワクチンは、保管方法等が特殊であります。マイナス75℃の冷凍庫での保管が必要になります。また、ワクチンの輸送はさらに複雑な条件があります。本町におきましては、冷凍庫を2台南三陸病院に設置し管理を行っていく予定としておりまして、輸送につきましては条件を考慮しながら、関係機関と協議を進めていくこととしております。

4点目の一般接種の流れと体制についてですが、16歳から64歳までの方に対する接種については、医療機関において個別に接種を進めていくことを検討しております。また、コールセンターを設置いたしまして、医療機関の予約の取りまとめと予防接種に関する相談を受け付ける予定で準備を進めてまいりたいと思います。

最後になりますが、2回目の接種を終える時期についてであります。国からのワクチン入荷量がいまだ示されている状況ではございませんので、2回目の接種がいつごろ終了するか時期をお示しすることは全くできません。このため、引き続き国や県と連携を図りながら、ワクチンが入荷され次第円滑に接種が進められるように準備を行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） ここで、昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前1時5分 休憩

---

午後 1時09分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総合支所長が退席しております。

2番倉橋誠司君の一般質問を続行します。倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 休憩前に町長のほうから答弁いただきまして、全く不透明だということです。国からの情報とかが十分に来ていないというような印象です。

そうは言っても、国のはうから小出しではあるんでしょうけれども、マスコミなんかを通じ

て情報が出つつあるのかなというふうにも思っています。政府の発表では、今月から約470万人の医療従事者対象で優先接種を始めるということを言っております。合計1,000箱で、最大117万回のワクチンがまず配付されるというような報道がありました。今朝もニュースでやつていました。沖縄県の那覇空港にワクチンが配送されたというようなニュースもありましたので、恐らく宮城県のほうにも陸送になるかと思いますが、数万回程度のワクチンが届いているんじゃないだろうかというふうに思います。

県に届いたワクチンですね、これが各市町村に配られるというふうに思いますが、まず南三陸町でも医療従事者への接種を迅速に進めるために、医療機関で対象となる人数の把握なんかも既に進められているのかなというふうに思います。これは、先ほども言いましたがこれまでに経験したことのないような一大プロジェクトにもなりますので、できるだけ迅速に効率よく行っていかなければいけない、そういう事業だというふうに思います。ただ、やっぱり町長からもお話しされましたけれども、情報が限られている中で現場のほうでは対応に追われて、本当に情報がもっと早くほしいというようなところだと思いますけれども、一方で従来の業務もありますので、そのあたり負担が多いのだろうというふうに察します。

ワクチン、いつ、幾ら届けられるのか気になるところではあるんですが、これは政府のほうがまた全市町村へワクチン1箱を4月26日の週に配送する方針だというような報道も、昨日だったかと思いますがありました。ですから、いずれ実際に接種が本格化してくるんだろうなと思いますけれども、現場のほうでいろいろな態勢を構築していかれているとは思います。例えば川崎市でシミュレーションがありました。そういったときの情報なんかも各市町村に届いているんだろうなというふうに思いますけれども、接種の手順の確認ですね。どういった手順で確認するのか、マニュアルのようなものですね、そういうのがあるのかどうか。

それから接種計画、日付はちょっとまだ書けないでしょうが、日付抜きでもいいので接種の計画ですね。どういった流れでやっていくのか、そういったものができているのかどうかですね。基礎的なマニュアルがあるのかどうか、そのあたりをまずお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 情報共有ということで、議員の皆様方にもお伝えさせていただきたいと思いますが、ワクチンの配付の関係です。宮城県に4月5日2箱です。2,000人分です。翌週に10箱、またその次の週に10箱ということですので、1箱1,000人ですので、1万人・1万人ということで来ます。町に届くのは来月末、4月末。来るのは1箱ということになります。

1,000人分ということになりますので、それでどういう順位をつけて接種をするかということについて、うちのほうでもシミュレーションしてございますので、そういう方向で考えている。まだ、とにかく医療従事者ということになろうかと思いますし、それからいわゆる老健施設・特養施設、そういういった入所されている方々、この方々も優先順位としては高いのかなというふうに思っております。いずれそういうふうな順位をつけながら、接種を進めていくというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは何点かございましたので、まず冒頭にございました医療関係者の人数ということですけれども、こちらについては正確な人数については今回の医療従事者の優先接種については県がそれを取りまとめて行うということになっておりますので、県でまとめている関係で我々ちょっとその正確な数字までは分からぬんですけども、「こういうふうにして見込みなさい」というふうなものが示されておりまして、それによりますと、これは国で示しているものなんですけれども、接種計画の段階では人口の3%として数字をつくってくださいというふうにされております。本町でこれに当てはめると、約370人という数が出てまいりますので、その数を基にして今考えております。

あと、ワクチン関係ですけれども、まず接種の手順ということでいければ、先般3月1日に全戸配布させていただきましたお知らせの中にもございますとおり、会場についてはケアセンターの2階の大会議室を予定しております。訪れていただいた接種を希望される高齢者の方については、1階の健診室といいまして大きなスペースこちらもありますけれども、こちらから入っていただいてそこで予備問診をした後2階に上がっていただき、そこで医師から最終的な問診をいただきます。その後、その先にあります接種のところに行ってワクチンを打っていただいて、それから接種の証明をもらってまた1階に下りてまいります。病院とケアセンターの間にある「みなさん通り」で、そこで15分から30分お休みをいただくということにしております。あと、これもチラシに書きましたけれども、御希望される方にはバスを出して送迎をするということにしてございます。

先般、川崎市でございましたような実際のシミュレーションですね、これについても病院と相談の上「実施前に一度やりましょう」ということは確認いたしてございます。

それから、あと接種計画ということですけれども、これは既にございます。町長決裁も受けた、存在してございます。ただ、町長からワクチンのことがございました。議員からもありましたけれども、大臣の発言によれば4月26日の週には全市町村に1箱ずつは回しますとい

うことですので、これについては当町にも確実に来るであろうと思っておりますし、その前に県に22箱合計で届きますけれども、これは県において、すべからくワクチンの配分は県で行いますので、その中で本町に配分があるかどうかは何とも分からぬというふうなところでございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 一応、4月末届き始めると。その前に県からも、わずかな量かもしませんが届くかもしないということで、分かりました。ワクチンですね、基本的に2回接種することになろうかと思います。このお知らせの中には、「21日後に2回目」ということになっていますけれども、例えばその後どうなるのか。1,000人分が来ますけれども、それをその後EUの承認なんかもあるでしょうし、いろいろハードルもあるんでしょうが、仮に遅れるようなことがないのかどうか、ちょっと心配になるわけなんですけれども、2回目も確実に接種できるような準備というか、そういった1回目接種した医療従事者、あるいは65歳以上の方が2回目も間違いなく21日後に接種できるというような態勢は取れるのかどうか。そのあたりも、一応念のためお聞きしたく思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 2回接種ということでということなんですけれども、まず医療関係者については国によれば2回目も必ず配送しますというふうな中で、ワクチン配送を受けているというふうに聞いてございます。あと、高齢者を含めた部分になりますけれども、こちらについては議員おっしゃる懸念というのは実は我々も持っております、ここについてどうしようかということで考えましたが、一度に約1,000人分届くんですけれども、1回目としてそれを使うのは半分の500人分において、残りの分については万が一3週間後に配送がなかったことを想定して取っておくと。その間に追加の配送があれば、その取っておいた500人分を次の順番の方に回していくと、そういうふうな回転で次の方、次の方というふうな御案内ができればいいなというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） ワクチンの流れ、大体分かりました。ワクチンと一緒に注射器、これもやっぱり必要になると思うんですが、何か報道では注射器が本当にワクチン1つで6回取れるのが5回しか取れないとか、そんな報道もありました。当町はどうなるのか、注射器の確保のほうも準備できているのかどうか。ちゃんとスケジュールができるのかどうか、この4月の末に向けて支障なく手配できるのか、そのあたりもお聞きしたく思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） この注射器についても、国が配達してくださるということなので、現時点で6回の注射器が配達されるのか、5回の注射器が配達されるのかは目下のところ分からぬというところですけれども、いずれ市町村が独自に手配するということではなく、国が手配するというふうな仕組みになってございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 分かりました。

次2点目、高齢者と基礎疾患のある人に関するところですけれども、4月末頃に第1便のワクチンが届くということで、首相官邸のツイッターなんかちょっと見てみたんですけれども、4月23日頃までに接種券が届くことを想定しているというようなことを書いていました。南三陸町でも、接種券というのを準備することになろうかと思いますけれども、そのあたりの手配ということができているのかどうかですね。その接種券の郵送時期なんかは、大体4月末に向けて具体化できるのかどうかですね。そのあたり、まずお聞きしたく思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 接種券につきましては、今日の新聞とかですと大臣のほうから4月末までにめりはりといいますか、順番つけて配付になればみたいなことが書いてございましたけれども、本町については3月の下旬に各対象となる方に接種券を送付したいと思っております。といいますのは、今回のお知らせにも書いたんですけども、接種券と一緒に接種を希望されるかされないかということで、「御意志を表明ください」というはがきを同封します。そのはがきを返していただくことによって、こちらのほうで接種の希望を確定させて、そしてバスを運行するということにしておりますので、接種券とはがきを同封したものを3月下旬に各高齢者のところにお届けしたいというふうに思ってございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 申込みをはがきに書くということなんですけれども、この接種方法が集団接種、または個別接種と書かれています、このお知らせの中に。個別接種というところにつきましては、例えばかかりつけのお医者様のところで受けることができるのか。この中の説明の中で、「3か月程度かかることが予想されます」とかありますので、例えば「3か月も待てない」とか「待ちたくない」というような方がひょっとして出てこられるかもしれません。もしワクチンがかかりつけ医のところにも配付されるのであれば、個別接種という形で受けられるのかなというふうに思うわけなんですけれども、このあたりどうなんでしょう。

集団接種・個別接種の振り分けですね、どうなるのかお聞かせいただきたく思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 今回の接種においては、できれば高齢者の方には集団接種に参加していただきたいというふうに思っております。ただ、または個別接種と書いたのは、どうしてもこの期間に何かしらの都合があつて集団に参加できないと言われる方については、高齢者の接種が終わった後に一般接種がございます。こちら、一般接種については各医療機関でそれぞれ、コールセンターを利用していただきますけれども個別に予約を取つて接種していただくんですが、「この中に入つていただいても構いません」というふうな意味合いでございます。ただ、その開始時期というのは一般が始まってからということになりますので、集団が終わるまでお待ちいただきますよというふうな意味合いで、今回は無理でも次の若い方々と一緒に構いませんというふうな方は、個別接種で結構ですというふうなところでございます。

なお、かかりつけの先生にというふうなお気持ちがある高齢者の方、確かにいらっしゃると思います。そのところを勘案しまして、注意事項の中ですけれどもできるだけかかりつけの先生にあらかじめ「このワクチン、私大丈夫でしょうか」ということで伺つていただいた上で、集団接種に臨んでください」というふうなところも書き添えているというふうなところでございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 集団接種を優先的に行つうということで、分かりました。集団接種の会場、ケアセンターということで御説明いただきましたんですけども、例えばこれ、バスの手配なんかもあるわけですけれども、公民館なんかも利用できないものかなと。歌津公民館であるとか、戸倉とか入谷とかのそういうところへ出前というか出張で接種するとか。高齢者施設には、場合によっては出向いてされるのかというふうに思うわけなんですけれども、そういう接種に公民館なんかも利用できないものか、そこはちょっと難しかったのか。そのあたりをお聞かせいただきたく思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） まず、公民館を利用しての接種というところでございますけれども、他の市町村を見ますとそういう形でやられるところもたくさんございます。うちの場合はということなんですけれども、一番そこで考えましたのは副反応があった際の対応ですね。こちらについては副反応があった際、重篤なものも考えられます。その場合に、やは

り医師に見ていただくというのが一番確実ですので、というわけで本町の場合には幸いにケアセンターに病院がくつついておりますので、病院に医師は常駐してございます。何かあつた場合にでも、すぐ医療につなげることができるという地の利がございますので、それが1点と。それから、出向く代わりにバスを出すというふうな、そこを組み合わせて1か所でやるというふうなところにしております。

それから、あと高齢者施設なんですけれども、高齢者施設についてはまず高齢者施設内に医師がいる場合については、ここをサテライト型の施設ということで登録をしていただければ、その施設にワクチンを運び込むことによって、そこに常駐しているお医者さんに打つていただくということが可能になります。そこには、お医者さんはいませんという施設については、嘱託医がワクチンを持っていって打つということになりますので、嘱託医含めて施設についてはそれなりのドクターがついておりますので、そこは手配ができるものと思っておりますし、あとは間もなく施設関係者を集めてこれに関する説明と打合せをするという予定もしてございますので、そこはしっかりと対応してまいりたいと思います。

○議長（三浦清人君） 2番、たまにはこっちはも質問して。

倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） ちょっとすみません、技術的な手順についての質問を続けますけれども、基礎疾患のある人ですね。この方々も優先対象になると思うんですけども、高血圧があるとか、糖尿病とかいろいろあるんでしょうけれども、これは河野大臣によると「手挙げ方式」とかそんな表現していましたけれども。これはどうなんですか、申込はがきにそういう基礎疾患を書く欄があって、自己申告ということで記入をすればいいのか、それだけでいいのかどうかですね。例えば医師の診断書を添付しなさいとか、血液検査の最近の結果を持ってきなさいであるとか、何かそういった条件がつくのかどうか。あくまでも性善説でやるのか、ちょっとそういったエビデンスをつけてもらうのか、そのあたりどういう手順になるのかお聞かせいただきたく思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 基礎疾患のある方ということでございますが、まず基礎疾患があってもなくても、65歳以上の方については年齢での優先接種が決まっておりますので、そこは今回の集団接種ですね、はがきを用いて「する」「しない」というのを表明する、ここについては同じと。あってもなくても大きなくくりで優先接種に該当しておりますので、そこは同じになります。

基礎疾患者が優先されるというのは、いわゆる64歳以下の方の基礎疾患者ということになりますので、ここからは本町の予定としては個別接種を予定しておりますので、コールセンターに電話をしていただいて「私こういう基礎疾患を持っております」ということで申告いただいて、そこで予約をするというふうなことになろうかと思います。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） じゃあ、特に基礎疾患はコールセンターの方が受け入れてくれれば64歳以下の方ですね、コールセンターのほうで受け付けていただければちょっと早めに受けられるというようなことかと理解しました。

次にワクチンの保管の仕方のところ、3番目ですけれども、冷凍庫が3月に1台届くというようなお話をたしか先月あったかと思いますけれども、実際ワクチンは4月末に来るようですが、この冷凍庫は予定どおり今月届くと。もう1台、さらに5月に南三陸病院に届くというようなスケジュールで、その後変更はないでしょうか。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 実は今朝入ったんですけれども、1台目が3月6日に配送されるということで通知が入りました。2台目の5月予定というのは、予定ですのでそのままとということでございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） すみません、ちょっと町長のほうに質問したいと思うんですけれども、今後情報発信が重要になってくるかと思います。アメリカなんかでは、バイデン大統領は率先して打ちましたし、60年前ぐらいですけれどもポリオワクチンというのを普及させるためにエルビス・プレスリー、これが担ぎだされて「プレスリーが打つんだったら、俺たちも打とう」ということで、若者たちがポリオワクチンをどんどん打ったというようなエピソードがあります。

南三陸町も、町長は65歳以上ですから早めに打たれると思いますけれども、率先して打って安全性をアピールしていただけたらいいんじゃないかなと、先陣を切って接種すべきじゃないかなというふうに思うわけなんですけれども。あるいは、病院長にも打っていただいたら、そういう感じでSNSなんかを通じて若者に発信を進めてもらえば、接種率も上がるんだろうなというふうに思うわけですけれども、そのあたり町長はどのようなタイミングで打とうと思われますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 優先順位の中で、私は2番と3番に入っています。65歳以上、3番目の基礎疾患もあるということですので、多分順番が回ってきた際には受けたいというふうに思います。もしそういう情報を流せというんでしたら、針を刺したところをフェイスブックで上げようかなというふうに思っておりまます。いずれ、順番が来たら打ちたいというふうに思っています。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） ちょっとそのフェイスブックなんかも楽しみにしておきます。

それと、次4番目一般接種のところですけれども、南三陸町の人口は1万2,400人ぐらいですか。16歳以上が対象ということになるわけですけれども、接種対象者の町内での総数は何人なのかですね。もし分かるんであれば、ちょっとお聞かせいただきたく思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） ちょっとほかのもありますので、まず高齢者を除きますと、先ほど来御説明申し上げておりますけれども基礎疾患のある方、それから一般の方ということになります。両方合わせて、約6,000人ぐらいです。この中で基礎疾患の方の数について、これもパーセンテージで見なさいということになっております。

失礼しました。両方で6,000人と言いましたけれども、基礎疾患の方についてはパーセンテージで見込むことにされておりますので、そうしますと64歳以下ということになりますと5,200人ぐらいということになります。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） では、5,200人ですか。その中で、接種を希望しない人も出てくるんだろうと思います。接種は義務化されていないということですので、できるだけ多くの人に受けさせていただくようにしていただくのが感染症対策としては望ましい方向性で、でも一方で個人の希望も尊重されるべきであるというところです。

ここはちょっと町長にもお聞きしたいところなんんですけど、例えば接種を受けない人へ差別的な扱いがないように、ちょっと我々努力しないといけないわけなんですけれども、そういった対策なり啓蒙をぜひしていただきたいなというのがあります。その一方で、申込はがきを出さない人の中に「でも、やっぱり途中で気が変わった」と、申込はがきを出して「受けたい」という人が出てくるケースもあろうかと思います。この接種券、はがきは別に有効期限というか「いついつまでに回答しなさいよ」というような期限は設けないんだろうなというふうに思います。例えば来年受けたいとか、そんな極端な話かもしれませんけれども、そ

ういう方も中には出てくるかもしれません。そのあたりどういう対応ができるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 新型コロナウイルスがこのように蔓延してまいりまして、大変感染者に対しての差別的発言とかそういうのがずっと続きまして、大分憂慮された事態が続いてまいりましたが、各自治体においても「差別をしてはいけない」ということでの宣伝等含めて行ってまいりましたが、今度は受けない方にそういった差別ということになりますが、それは決してあってはならないことでございますので、町としても基本的にはそういった周知方については取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） まず、受けられなかつた方については、町長申し上げたとおりでございます。自ら受けないということを選択する方がいらっしゃる一方で、受けたくてもお医者さんに止められたという方も存在するかと思います。特に、過去においてアナフィラキシーと言われるものにかかつたことがある方、これは多分止められると思いますので、そういう方もいらっしゃいますので、そこは町長申し上げたとおり我々も意を用いて啓発してまいりたいと思います。

それから、はがきを出さなかつた方ということになりますけれども、はがきを出さなかつた方について、高齢者ですね、はがきですから。その後受けられないのかというふうなところについては、先ほど申し上げましたとおり一般接種で受けていただくというのもございますし、例えば今回は「あなたはこの日です」という御案内を差し上げます。例えば、その日はどうしても都合が悪いという方については日程変更になるんですけれども、変更することはやぶさかではないんですが、残念ながらその日そのところにお迎えのバスは行けないことになりますので、「大変申し訳ありませんけれども、御自分で何とかいらしてください」という中で、日にちを変更して受けていただくというのは可能です。

それから、相当数月日がたつてしまうという中でいきますと、今回の接種については最後が決まっております。ちょっと今手元にないんですが、たしか来年だったかな。それを過ぎると、今回の接種から外れてしましますので、今回の接種については国が全額負担するという無料という中でやっております。その次のときに、それが継続されるかどうかというのは全く見通しがついておりませんので、できるだけ今回の中で受けていただければというふうに思っております。今回のは、来年の2月だったかな。すみません、ちょっとそのお答え保留

させてください。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 来年のいつかということで、分かりました。

以前この接種の一連の報道の中で、マイナンバーカードとのひもづけなんかも議論されていました。今回この接種券、それから申込はがきなんかも用意しますが、マイナンバーカードとのひもづけというのはするんでしょうか。というのは、ちょうどこの3月・4月は人事異動なんかもありますし、転入・転出される方も多くいらっしゃいます。南三陸町に今までいたけれども、他の自治体に行かれる方、あるいは他の自治体から南三陸町に転入される方、こういった方にもそれなりにクーポン券というか接種券ですか、なんかもちゃんと滞りなく届けられるように相互の自治体間で調整がされなければいけないと思うんですけども、そういう中でマイナンバーカードなんかは有効な手法だというふうに思うんですが、最近そういうマイナンバーカードという言葉が出てこないんで、どうなるのかちょっと気になるところなんですけれども。そういう転入・転出される方も間違いなく接種できるという準備が整うのかどうか、確認したく思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） マイナンバーとのひもづけについては、正直国のはうでも出たり引っ込んだりというふうな状況でございまして、明確になかなか分からぬというのが現実でございます。今その中で示されております、転入・転出等も含めた対応ですけれども、まず転入・転出については出す前までに極力市町村で、例えば転出された方については「通知しないで抜いてください」と、転入があった方については「追加で発行してください」というふうにされております。そのほか期日を過ぎたものについては、発送後については御本人からの申告といいますか申出でもって新たな接種券を交付するというのが可能になりますし、あとはどこかで1回やってきたという場合についてはそれを受け取って、新たな町の接種券を発行してあげるというのも可能だというふうにされておりますので、そこは遅滞なくやってまいりたいと思います。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） あと、ちょっとお伺いしたいところでワクチン接種、例えば外国人技能実習生なんかも相当数いると思うんですね。数百人ぐらいいるんじゃないかなというふうに想像しているんですけども、こういった外国人技能実習生も対象になるのかどうかですね。そういう場合、接種券あるいははがきは日本語で書かれていると思います。そういうた

言語化も、対象となるんであればちゃんとできるのかどうかですね。していただけるというふうに期待をしながらですけれども、お伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 申し訳ございません。外国人の扱いについては、確たるところを調べてこなかったんですけれども、住民基本台帳に載っかっている方というふうなところでのお示しですので、こちらについてはちょっとお答え保留させていただきまして、後ほど確実なところをお答えさせていただければと思います。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 大体分かりました。川崎市でシミュレーションなんかもあります、その訓練なんかも報道されましたし、恐らくこちらでも大体情報を得られているでしょうし、どういった流れで、一方通行でうまく人を流したり、待機場所の設け方とかされているなどというふうに理解できました。

私も海外生活長くて、ベトナムというちょっと衛生上あまりよろしくなかった国なんですけれども、8年間おりましていろいろな予防接種実は受けたんです。日本脳炎とか、腸チフスとか、破傷風とか、狂犬病とか、肝炎とか、あるいはマラリアとか、そういうのを受けたことがあります。はっきり言って、副反応ありました。結構だるいし、発熱もありました。でも、おかげで安心して出張とかできましたので、私も過去の経験からこういった予防接種はできるだけ多くの方々に受けさせていただきたい、そういうふうに願っております。

最近、コロナワクチン接種の特別休暇とか、そういったことを始める企業なんかもありますけれども、そういうことも各事業所にもお願いなんかしてもいいんじゃないかなというふうに思います。まだまだ国からの情報も不足なところが多々あろうかと思いますが、今まで準備してきたことがうまく、滞りなく、円滑に進められるようにぜひしていただきたいということでお願いして、1件目を終わります。

次、2件目についてお伺いします。2件目、質問件名、交通政策について、質問の相手町長でございます。

質問の内容としましては、気仙沼市の三陸自動車道がようやくつながり、県外への利便性がこれから向上します、6日に開通ということで。ただ鉄道がない当町では、道路が一番大事な最重要のアクセスということになってきております。こういった道路の環境をよりよくするため、次の5点お伺いいたします。

1つ目、志津川高校南側の町道に並行している農道を町道に組み込むべきでは。2点目、高

野会館を周回できる道路を整備すべきでは。3点目、歩行者目線・自転車目線での道路整備は。4点目、無電柱化に対する町の考えは。5点目、スマートモビリティやカーシェアリングの導入は。以上、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは2件目の御質問、交通政策についてお答えさせていただきますが、1点目の御質問志津川高校南側の農道についてであります。高校南側の区間は一般車両と農耕車両の通行の分離を行って、安全な通行を確保するために町道と農道とを区分して配置しているものであります。農道は、御案内のとおり農業の振興を図る地域において、受益者を特定して圃場からの農産物の搬出・出荷や市場への輸送、農業機械や肥料の圃場への搬入など、農業利用を主目的に整備される道路であります。

一方町道などの一般道路は、市街地や住民の居住地域や社会経済上の拠点地域を結ぶ便益者不特定の産業道路かつ生活道路であります。目的・役割が異なる道路を合併した場合、農業活動に伴う農耕車両の低速走行や路面汚損、路上駐車等が一般車両の通行の妨げになるため、町道と農道の分離は交通安全上においても必要であるというふうに考えております。

2点目の御質問でありますが、高野会館を周回できる道路についてですが、現在志津川市街地八幡川西側地区の国道45号南側エリアにおいて、国道45号から街道エリアへアクセス機能の確保を目的とした道路災害復旧工事を実施しております。本路線は、当該エリアへの来訪者・点在する民有地へのアクセスを目的に、公共土木施設災害復旧事業により復旧される路線でありますが、高野会館を周回する復旧は認められておらず、事業の実施は制度上困難であることから、議員御質問のルートを整備する予定はございません。

3点目の御質問、歩行者目線・自転車目線の道路整備についてでありますが、道路の整備につきましては交通安全上緊急性の高い路線については歩道等の追加整備を検討し、それ以外の路線については今ある道路を利用していくということを基本に考えております。緊急性の高い路線としては、具体的には通学路のうち特に交通量が多い箇所となります。今後の交通形態や地域の要望等を伺いながら、特に必要な箇所について財源に照らし整備を検討してまいりたいと考えております。

また、自転車目線での道路整備に関しましては、現在国土交通省仙台河川国道事務所を中心とした宮城サイクルツーリズム推進協議会において、宮城県沿岸を中心とした観光資源や震災遺構・震災伝承の利用活性化を目的として、自転車利用環境の整備について検討を行っているところであります。本町においても、今後の状況を踏まえて国の方針に添えるように、

自転車利用環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

次に4点目の御質問、無電柱化についてであります、国では昭和60年代初頭から電線類を地中に埋設するなど無電柱化について計画的に取り組んでいるところであります。無電柱化は防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観等の観点から実施されており、近年災害の激甚化・頻発化等により、その必要性が増している状況であります。しかしながら課題も多く、全国的に無電柱化が進んでいないのが現状でありますことから、今後におきましては国及び県と連携を図り検討してまいりたいと考えております。

最後の5点目の御質問、スマートモビリティ・カーシェアリングの導入についてであります。まずスマートモビリティについては平成30年12月にトヨタ自動車・宮城県・女川町及び南三陸町の間で締結したスマートモビリティ社会システム実証プロジェクト推進による協定書に基づき、令和元年度には約2か月間コムスを5台、令和2年度においては約1か月間歩行領域EVを5台借用し、観光に係る2次交通、復興祈念公園における移動支援、高台団地にお住まいの高齢者などの移動支援としての利活用として実証事業を行いました。今後は、これまでの実証事業を検証しながら、本格導入に向けて検討を行ってまいりたいと考えております。

また、カーシェアリングの導入についてですが、震災後に石巻市から始まった「コミュニティ・カーシェアリング」は、本町の入谷林際地区においても「林際カーシェア会」として日本カーシェアリング協会の支援により昨年度から実証運行を行っており、来年度の本格運行に向けて準備を進めているところであります。本取組は、高齢者の移動支援だけではなく、地域コミュニティーの醸成にもつながっており、町といたしましても注目をしているところであります。今後は、「林際カーシェア会」で生じている課題や本格運行の状況を検証した上で、他地域への展開についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） ようやく気仙沼市の三陸自動車道「かなえおおはし」も開通されるということで、県外からの利便性が高まるということで大変喜ばしいところだと思います。当町への来町者も、増えることを期待したく思っております。

車は非常に便利になったんですけども、あと鉄道がBRTということになって、やっぱりこれからは車社会が進むんだろうと。南三陸町では交通手段がやっぱり道路、車が重要なアクセスになるというようなことが言えるかと思います。当町では本格的な人口減少も進んでいますし、あと超高齢化社会とか、あとは財政も厳しい制約があって、最近世界的に言われ

ていますが地球環境問題であるとか、あとは東日本大震災からの復興の課題なんかもまだまだ残っているかと思います。

では、これらの課題を克服して明るい将来を築くために、最も身近な基礎的な社会交通基盤である道路、これは今後の政策としてどうあるべきか。これは今までの枠組みにとらわれず、柔軟に大胆な発想をもって道路環境をよくして、交通をより円滑にできるようにと思いまして、今回この質問をさせていただきました。

まず、1点目の志津川高校南側の町道に並行している農道のことですけれども、農業目的、それと安全上必要だということなんですが、それはそれで理解もできますが、志津川高校の魅力化を高めるというような取組も進められていまして、先日発表された志願者数というか競争率というか、それは志津川高校普通科でおとといですか0.45倍、普通科で0.45倍、情報ビジネス科で0.28倍ということで、もっとこれを上げたいと私も思っております。学科あるいは学習内容といったソフト面での改善なんかも進めていらっしゃる、ここも大事なんですが、通学路といったハード面の改善も併せてやることで、ソフト面・ハード面併せて相乗効果が生まれるんじゃないだろうかというふうに思います。

現在、多くの生徒さんが志津川駅から震災復興祈念公園の中を歩かずに、398号線で八幡橋を渡って通学されているかと思います。中橋を渡って公園内をショートカットで通れるはずだったんじゃないかなというふうに思うんですけども、結局は公園から高校へは道路が整備されていないかと思います。高校への避難も、直線では行けないんじゃないかなというふうに思うんですけども、このあたりどうなっているんでしょうか。ショートカットが整備されないんであれば、なおさら農道を町道に組み込んで町道の交通量・キャパシティーを増やすべき、そのほうが安全性が高まるんじゃないかというふうに思うんですけども、いかがでしょう。このあたり、通学する高校生目線での配慮ができていないんじゃないかなというふうに疑問に思っています。いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 魅力化とかあるいは志望者の数とかと、この道路整備ということについて直接結びつく問題じゃないというふうに思っております。そもそも農道と町道についてはその機能・目的、これ全く違いますので、その前提を踏まえないとそういうふうな御議論になるというふうに思いますが、多分御承知だと思いますが農道を町道として組み込むということになれば、当然これまで突っ込んできた交付金の返還、そういうことも求められるということになりますので、これは到底できるものではないというふうに御理解をいただきたい

いと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問、公園から高校方面へ行く道路がないんじゃないかというお話しでございますが、公園の西側から高校へ行ける道路が整備されてございます。徒歩での通行であれば、可能となってございます。ただ、それが通学路としてふさわしいのかどうかというのは別な問題でございますが、通行はできるという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 交付金の話なんかもございました。それと、安全性というか目的ですね、このあたりもあるんでしょうけれども、ちょっと私もそのあたりまで勉強不足で、正直把握はしていなかつたところではあります。例えば交付金なんかは、一体幾らぐらい返還になるのかとか、もし分かるんであれば教えていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 当該農道につきましては、県の振興事務所さんのほうで圃場整備の一環として整備をしていただいてございますので、大変恐縮ではございますが今手元にその道路にかかった整備費が幾らかというのは、申し訳ございませんが答弁ができないというような状況でございます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 今建設課長の答弁あったように、これは廻館工区の圃場整備で県の事業でやっているところなんですけれども、これに関しましては私もじやあどれぐらい返還というふうな資料は持ち合わせていないんですが、ただこれに関しましては確定測量を今後やって、年度内に引渡しを受けるというふうなところになります。したがって、これを今将来的にわたって町道に組み込むということに関しましては、圃場制度の根幹に関わる部分になってまいりますので、そこは冒頭説明したようにわざわざ農耕車が通行するために、農業者の利便性向上ということでもともとある地権者の持ち寄った土地を、区画整理として共同で協議してこのような形にしたというふうなこともございますので、そこは御理解願いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） じゃあ、金額的な話は置いておいて、実際にこの農道はどのぐらいの頻度、例えば1日あるいは月でもいいですけれども、何台ぐらいの車が利用するのか、そういう

った感触というのはありますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 農道ですので農繁期になれば使いますし、そうでない時期につきましてはここを通る車は少ないという、それは当然でございます。当然農道ですので、農作業に来た方々が車を停めておいたり、軽トラを停めておいたりとかってそれは可能ですが、そういう場所を町道に組み込むこと自体交通安全上危険だというふうなことは、これはどなたが考えてもお分かりになる話じゃないのかなというふうに思います。

○議長（三浦清人君） ここで、暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

午後 2時10分 休憩

---

午後 2時30分 再開

○議長（三浦清人君） それでは、再開いたします。

2番倉橋誠司君の一般質問を続行いたします。倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） では、2点目の高野会館周辺の件についてお伺いしたく思います。

平成30年に私が紹介議員として提出しました請願書には、転回所を設けるようにお願いしておりました。現在、この請願内容に従って現場では工事をしていただいておりますが、その後何度か改めて提案していますように、転回ではなく高野会館を周回できるような道路整備を改めてお願いしている次第でございます。制度上困難ということでしたでしけれども、やはり修学旅行生、教育旅行で来る学生が多くて、転回スペース近辺でのバスのすれ違いが運転手さんにとっては負担となっていまして、事故の可能性なんかも危惧されるところです。このあたり、修学旅行生目線といいますか乗っている人たちの快適性、それと運転手への配慮がちょっとないのかなというふうに思っております。このあたり改めて、制度上難しいということでしたけれども、可能性はゼロなのかどうか。何かできないのか、ちょっとお伺いしたく思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災以来、様々な道路の要望とか含めてこれまで進めてまいりました。

今、高野会館の周遊の話ございましたが、基本的に私個人的にはあの場所をよくあそこまで私ども整備したなというふうに思っております。大変恐縮なんですが、民間の一つの震災遺構に対して、あそこまで道路を造って整備をしたということについては、我々も精いっぱいやってきたというふうに思っております。多分、倉橋議員も御覧になったかもしれません、

陸前高田にある震災遺構と言われる一民間の建物があります。それを多分御覧になったと思いますが、あそこはもう一步も人が近づけない、周りは数メートルの土盛りで全部囲まれてしまっている。考え方とすれば、一民間企業の建物ということになりますと、位置づけは高野会館も陸前高田の建物も何ら変わりはないんですよ。片や陸前高田では、あのようにすっかり土盛りで周りを囲ってしまって、人一人近づけないようにしてしまいましたが、当町は御案内のとおりあれだけ立派なところを造って、数億円のお金をかけて、そしてあそこにバスも来れる、駐車場も設置した。そこまで整備したというのは、一民間の建物に対してここまで手厚く工事を進めたのは、多分ほかにはないと私は思っているんですよ。

先ほど言いましたように、今度新たに整備するということになれば、まさしく単費です。町の、町民の税金を使って委託料や工事費、それから用地費ということになりますと、相当の町民の財源を使ってしまうということになります。これは、多分町民の皆さん方の理解を得られないというふうに私は思っております。

それからもう 1 点言わせていただきますと、これまで道路整備については各地域から様々要望いただきました。取り分け切実な要望というのは、高台移転をした際に高台移転をした場所に登っていく道路が 1 本で、もう 1 本ないといざというときに避難ができない。「何とかもう 1 本造ってくれ」という、大変普段の生活実態にとって切実な要望もたくさんいただきました。しかしながら復興庁とずっと協議をしても、そういった道路を造るのは復興庁の予算ではつけられない、これは町単費でやるしかない。しかしながら、高台というような場所は数十か所あります。そこに一つ一つ造っていたんでは、町の財政は正直申し上げて破綻です。

そういうことで、地域の皆さん方からいろいろ要望ありがとうございましたが、我々は何とか申し訳ないんですが、こういうことで国の復興庁の予算も含め、事業も含め、認めることができないということですので、町としては申し訳ないけれども造ることができないということですっと皆さん方に説明をして、皆さんも不満もありながらも、そういう状況であれば、それはやむを得ないなということで、理解をしてもらってきた経緯がございます。そういうことを考えたときに、あそこまで私は立派に整備をして、それでなおかつ周回する道路を町の町民の皆さんの方の税金を使って造れということについては、いささか私自身もそうですが、町民の皆さんも納得できる話ではないんじゃないのかなというふうに私は思っております。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 町のほうでも、私も頑張っていただいていると思います。でも現場を見

ますと、高野会館の東側ですか結構土地がきれいに整備されていまして、本当に舗装すればいいだけのようなそんな素人目かもしれませんけれども、それぐらいきれいに現状なっておられます。ですから単費かもしれませんが、そんなに巨額な出費があるとは思われない感じなんですけれども、そのあたりどうなのかちょっと私も疑問に思っております。

昨日もNHKの「クローズアップ現代」で、語り部バスということで放映されました。私も現場に携わっておりますけれども、かなり反響もいいし、実際研修旅行ということで来る生徒さんも多いです。ですから、本当あともう一歩周回できるような舗装工事、そのあたりをしていただければいいんじゃないかなと思うんですけどもどの程度、そんなに大がかりな工事になるものでしょうか。そのあたり、お聞かせいただきたく思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 金額というか、ちょっと建設課長からも答弁させますが、根本的に先ほどお話ししましたように金額の多寡では私はないと思っているんですよ。要は、あの場所にちゃんと車が、バスがすれ違いしていけるようにちゃんと道路整備もしましたし、バスが停まれるよう駐車場の整備もさせていただきました。それが、私は町としての精いっぱいの誠意ではないかというふうに思っております。そこは、ひとつ御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今ほど町長のほうから答弁ございましたが、私も大変恐縮でございますが、お金の問題ではないというふうに考えてございます。バスの転回所というのも、前議会だったでしょうかでも御質問ありまして、高野会館の南側のほうに駐車場兼転回所ということで一定の整備をさせていただきますので、その中でバスのほうの方向転換は十分できるだろうということで計画をさせていただいておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） この件ちょっと並行線になりそうなので、私も一定の理解をいたします。次に3点目、歩行者目線・自転車目線での道路整備というところについてですけれども、この町は車社会ということで、車がなければ行動範囲が大きく制限される環境下だと思います。車社会なんでしょうけれども、地球温暖化なんかにも寄与できるように環境に配慮したようなまちづくりを今後は検討していくべきかなというふうに思っています。歩行者が楽しめる道路、それから自転車で散策できる道路の整備というのを検討していけたらいいのかなとい

うふうに思っています。

例えば「しおさい通り」ですが、店舗数はまだまだ限定期で、目に見える整備は行われていないように思います。女川町のシーパルピアのように、休日に海に向かって散策できるようなものができればいいのかなというふうに、近隣の町を見ながらそんなことも考えています。

それからみちのく潮風トレイルがありますが、町道あるいは県道・国道と重なる部分がありまして、私も少し歩いてみましたけれども、一部では歩行者を横目にダンプカーが走ってきたりして、歩行者が安全に歩けるように危険箇所なんかには改良工事を検討する、県や国にもお願いしながら進める必要があるんじゃないかなというふうに思います。あとは、案内表示もまだまだちょっと不十分かと思っていまして、歩行者目線での配慮が欠けているんじゃないかなと思いますけれども、このあたりいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 確かに各道路、歩道があれば非常に理想的でいい話かとは思いますが、やはり費用対効果といいますか安全性の確保といいますか、どうしても交通量の多い場所で危険性を伴うといったような場所につきましては、復興事業等でほとんど45号線とか398号線ということになろうかと思いますが、一定の交通量が多いところについてはもう既に歩道が整備されているものというふうに考えてございます。

あと町道につきましても、必要な部分については志津川市街地御覧いただけだとお分かりいただけだと思いますが、一定の歩道の整備はしておりますということでございますので、全路線歩道整備をするのは理想ではございますが、なかなか財源もかかることでございますし、国からお金をいただこうとするとそれなりの交通量とか根拠が必要になってまいります。そうしますと、全路線それで整備をするというのは、なかなか困難ということでございますし、先ほども申し上げましたが一定の安全性の確保ということで、必要なところには一定の歩道整備がなされているものというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 自転車目線のところなんですかけれども、観光協会で「みなチャリ！」ということで神割崎や入谷方面へのコースづくりなんかもされていまして、ただ残念ながら今コロナで運休しているかと思います。レンタサイクルの「みなチャリ！」じゃなくて、御自身の自転車でツーリングに来られている方もいらっしゃいます。「ツール・ド・東北」ですね、昨年は見送られましたけれども、今年もどうなるのかちょっと心配するところではあるんですが、この町の道路等ツーリングをしている方々に聞くと、広島県の尾道から愛媛県の

今治までの「しまなみ海道」というところありますけれども、「それと同じくらい気持ちがいい」というようなコメントもいただきます。

既にある道路、これにちょっと気の利いた名前なんかをつけてPRをしてもいいんじゃないかなというふうに考えています。例えば志津川湾、タコが名物ですので「タコ街道」とかね。あるいは、ラムサール条約に登録されましたので「ラムサールロード」とか、そういった名前をつけてPRをしてもいいんじゃないかなというふうに考えています。そういうことで、サイクリングの聖地になればいいんじゃないかなというふうに思います。ラムサールの3つの柱ということで「ワイズユース（賢明な利用）」という言葉もありますけれども、そういうふうに見ると、ラムサールの理念に基づいてやってもいいんじゃないかなと思うんですけれども、このあたりどうでしょう。

○議長（三浦清人君） 町長。聞いていないか。では、商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

おっしゃることについては私も同感でございして、「ツール・ド・東北」が始まって以来その自転車を使ってこの地を見ていただくという仕掛けづくりというのが非常に重要なと思っていまして、実は道路整備の過程でもそういった例えば道路に、今仙台近郊に行くと道路の左側のところに自転車の通行帯の表示があつたりするというのがあるので、できればそういうものを整備の上で検討いただきたいということはこちらも思ってございまして、さらに名前まではちょっと検討していないんですが、ゆくゆくは道路に自転車を駐輪できるような施設の整備であつたり、そういうものというのは当然に考えていまして、なかなか全部を全て一回で整備するというのは難しいので一つ一つやっていきますし、自転車ぐらいになりますと移動距離も徒歩に比べれば長くなるということになりますので、そこは当町に限らず近隣の自治体を含めて今後連携を検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 前向きな御返答、ありがとうございます。

ちょっと時間がなくなってきたので、次4点目無電柱化のところをお伺いします。これは、景観とかそういったことに重点を置きますし、ただちょっと課題も多いということですが、でも町長のほうは検討したいというような前向きの返事だったので、うれしく思います。

ただちょっと気になるのが、例えば町道なんかは町のほうでコントロールできると思うんですけれども、今後新たに整備するような町道なんかは東北電力さんあたりに無電柱化というような要望を出すような、そういう交渉ができるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思

います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 無電柱化は、景観もいいし防災上もいいということで取り組んできている、全国的にも進んできているという部分がありますが、ただ残念ながらなかなか進捗しない。御案内のとおり、小池百合子都知事が1期目の公約に掲げたのが、都内の無電柱化というのを掲げましたが、残念ながらなかなか進んでいない。それはなぜかといつたら課題がありまして、大変高額だということです。単なる道路整備のほかに、そういった無電柱化に対する整備費というのが非常に高額ということがございましたので、そういう意味でなかなか進んでいかないというのがございます。たまたま、今回南三陸町で45号線の志津川市街地で約2キロ、伊里前で約1.2キロ、これが無電柱化になったのは新たな町を整備していく上においていわゆる町の防災上の問題もあって無電柱化にしようということで、国土交通省のほうで随分配慮をいただいてこういう形になりましたが、町で単独でじゃあ無電柱化の事業を進めていくかということになりますと、これは多分難しいと言わざるを得ないというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 将来的に無電柱化が進めば、私も本当にうれしいとこう思っています。ちょっと時間ないので、次5点目、スマートモビリティそれからカーシェアリングのところですけれども、スマートモビリティはトヨタ自動車さんのほうからの提案で実証実験なんかも行ったんですけども、トヨタ自動車さんは静岡県の裾野市ですか「ウーブン・シティ」というような未来型の都市をつくるというようなことも発表しています。かなり前向きなもので、私たちの南三陸町でもそれなりの取組があったので、ぜひトヨタ自動車さんなんかにも今後引き続いて声をかけて、継続していただくような方向で動いていただければというふうに思うわけなんですけれども、そのあたりどうなのかお伺いしたいのが1つと。

カーシェアリングですね、道の駅が整備されますけれども、道の駅にカーシェアリングできるようなそういう車両を設置できないものかどうか、そういった交渉を進めていただけないか、ちょっとその辺をお伺いして、私の質問を終わります。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 1点目のスマートモビリティにつきましては、これまで2か年かけて実証事業を行ってきましたが、非常に特に今年度については高齢者も含めた歩行者目線の施策として、座り乗りタイプ等を実証いたしましたが、非常に満足度が高かったアンケート

結果になっています。町としては、来年度もう少し関係機関とワークショップを含めながら、実際の導入に向けた整理をしながら検討していかなければなというふうに思っております。

それと、2点目に道の駅にカーシェアリング用の車をということですが、カーシェアリングの競合する相手方はレンタカー会社です。当町にはレンタカー会社がございませんが、町といいますか林際のほうで取り組んでいるカーシェアリングは単なる車を貸すだけじゃなくて、コミュニティーを醸成しながら運行していくといった目的でやっておりますので、ちょっと一般のレンタカーとは趣旨が異なるものとなっております。そういう観点で、道の駅に町としてカーシェアリング用の車を置くよりはスマートモビリティ、小さなモビリティを置いてあの一帯の回遊性を高める方策は検討していきたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 以上で倉橋誠司君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明4日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続いたします。

本日は、これをもって延会といたします。

午後 2時53分 延会